

官報号外

平成元年三月二十七日

○ 第百十四回 参議院会議録第七号

平成元年三月二十七日(月曜日)

午後一時一分開議

○ 議事日程 第七号

平成元年三月二十七日

午後一時開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件

○ 本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、国家公務員等の任命に関する件
特例等に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり
(趣旨説明)
一、國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
柏谷照美君から海外旅行のため来る三十日から九日間の請假の申し出がございました。
これを許可することとに御異議ございませんか。
○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
柏谷照美君から海外旅行のため来る三十日から九日間の請假の申し出がございました。
これを許可することとに御異議ございませんか。
○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○ 議長(土屋義彦君) この際、國家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公害等調整委員会委員に海老原義彦君を、

中央更生保護審査会委員に内山喜久雄君を、

また、日本銀行政策委員会委員に草場敏郎君を

それぞれ任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、公害等調整委員会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

次に、日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたしました。

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

柏谷照美君から海外旅行のため来る三十日から九日間の請假の申し出がございました。

これを許可することとに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○ 議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○ 議長(土屋義彦君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めることが存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。村山大蔵大臣。

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

租税特別措置につきましては、税制改革の円滑な実施に配慮する措置及び地域の活性化、社会政策上の配慮等の当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等の改正を行ふこととしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、公共事業用地の確保の困難性等にかんがみ、譲渡所得の特別控除を収用等の場合にあっては現行三千万円を五千円に、農地保有合理化等の場合にあっては現行五百円を八百万円にそれぞれ一年間限りの措置を講ずることとしております。

第二に、地域活性化のための税制上の措置として、多極分散型国土形成促進法に基づいて整備される一定の施設について新たに特別償却を認めることとする等の措置を講ずることとしており

第三に、社会政策上の配慮等として、一定の寡婦に対する寡婦控除の特別加算措置、中小企業等

事務処理円滑化促進税制の創設及び農業の国際化に、消費税に係る確定申告期限を限られた延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成元年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から見直しを行い、石油ガス貯蔵施設の割り増し償却制度を廃止するほか、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うとともに、交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長を行うこととしたしております。

その他、中小企業者の機械等の特別償却制度等適用期限の到来する特別措置につきまして、実情に応じてその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○議長(土屋義彦君) 私は、日本社会党・護憲共同代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に關して、総理及び関係大臣に対し質問を行ふものであります。

平成という名の元号とは裏腹に、今日の世情はまことに駭然とし、中曾根前総理国会議人喚問を初めとするリクルートの徹底解明と消費税の中止を求める国民の声は津々浦々に満ちております。

竹下総理、あなたが心中の動搖を抑えて平静を裝えれば裝うほど、国民の不信は募る一方なのであります。

今、政府に求められているのは、ただじつと黙つてあらしの通り過ぎるのを待つという竹下流手法ではなく、リクルートの疑惑を徹底的に解明し、そして消費税の実施を取りやめ、その上で総辞職、解散、総選挙を行い国民の審判を受けることとあります。国民が竹下総理に期待しているのはこれだけなのであります。冒頭に総理の勇気ある決断を求め、所信を伺いたいと思います。

さて、税制問題はリクルートと並ぶ国民の最重要関心事であり、総理府の行つた国民生活に関する世論調査でも政府に対する要望のトップに位置しております。ところが政府・与党は、税制改革の名のもとに最も拙劣な消費税を强行してしまいました。その上、法案成立後わずか三ヵ月を置かずしてこれを実施しようとしているのであります。

が、総理自身国民との乖離があつたと認められるよう、政府が最も気配りしたはずの中企業者はもとより、多くの面で混乱が生じているのであります。

この事態に当たつて私は、取引高税の故事を引き合いに総理の注意を喚起したいと思うのであります。

消費税と同種の帳簿方式である取引高税が成立したのは昭和二十三年七月であり、実施はその二ヵ月後の九月からであります。しかしながら、取引高税は国民の商取引状況を十分勘案せずに拙速に行われたため、その後昭和二十四年十一月には、政府みずから手で、本文たつたの四行といたしました。

したがつてこの際、歴史の教訓を酌んで、どうあえず消費税の四月実施を取りやめる措置を再度強く要求します。総理大臣の誠意ある答弁を求めるものであります。

消費税には数え上げれば切りがないほど欠陥がありますが、今回はその特徴的なものについて質問を行います。

まず、前段階の税額を控除する方法としての帳簿方式についてであります。

今まで政府は、大型間接税導入のメリットとして、事業者の所得把握がより明瞭になることを挙げておられました。ところがどうでしよう。消費税は帳簿方式を採用するのでかえって不透明になります。事業者と消費者との対立が生ずるなど、新たな懸念を生じさせております。政府税調もこの問題について帳簿方式から伝票方式への移行を示唆しておりますが、総理自身の明快な見解をお伺いしたいのであります。

さらに、小規模事業者の免税制度そして簡易課税制度であります。

政府は、免税事業者にも価格の3%値上げを認めるというよりは奨励することにより、値上げ分と仕入れにかかる消費税との差額が事業者の手元に入ることを容認するとともに、簡易課税制度や限界控除制度適用の事業者にも、その差額を懷におさめることを政府みずからが認めているのであります。これは国民各層からの批判が集中するのは当然であります。ところが政府は、新しい制度に伴う摩擦熱にすぎないとか、たかが四千八百億円の税収減に目くじらを立てるのは木を見て森を見ない議論であるなどと云ふているのです。しかし、このようなやり方は、税への国民の信頼を根底から揺るがすものであつて、それこそ政府自身が木を見て森を見ないものと言わざるを得ません。

このような先進諸国に例を見ないような制度は到底容認することができないのであります。総理及び大蔵大臣の所見をお聞かせいただきたい。

消費税の創設による価格変更は本来事業者の判断にすべて任せるべき問題であるにもかかわらず、政府主導で郵便料金、電話料金などの公共料金に消費税の転嫁を行わせ、また、東京都を初めとする多くの地方公共団体が從来の価格を引き下げるこことによって消費税実施後の料金の据え置き

を決定しようとしていることについて、政府はこれに干渉するあります。一部の自治体首長と与党自民党が近づく選挙を意識して転嫁を忌避するほどに消費税が国民の合意を形成していないことを反省すべきだと思います。

このような公共料金そのものの不当な介入、そして地方自治体への干渉をやめるべきだと思います。総理、経済企画庁長官の所見を求めることがあります。

さらに、消費税は経済取引の中立性にも影響を与えております。

免税事業者や簡易課税制度適用事業者を多くしたことによって、事業者間取引においてさえ、小規模な下請事業者への値引きを許さず、消費税による弊害が生じているようあります。その実態がどのような状況にあるのか、また、政府としてどのように対処方針を考えているのか、通産大臣の見解を伺いたいのであります。

価格転嫁は、その必要性ばかりがひとり歩きしてしまい、最終消費者には何ら配慮がなされておりません。消費者はなるべく安い価格の商品を求めているのであります。それを政府は、不当景品表示法を盾に、免税業者であるといふ事実の表示を行はべきではないと考えますが、総理の見解を伺いたいのであります。

次に、我々は、税制改革に当たつては、現在の経済状況及び税収動向を考えた場合、性急に新たな財源あさりに走ることなく、まず不公平税制の是正を根本的に行なうべきであるとして、その具体的検討項目をさきに政府に要求してきたところでござります。それは、資産課税の強化、法人税制の見直し、医師課税、公益法人課税、赤字法人課税、みなし法人課税及び政治資金バーティー課税、あります。この点について大蔵大臣の前向きな答弁をいただきたいのであります。

この問題については、それぞれ国会審議において平成四年をめどに見直しを行うこととされており、その際、総合課税への移行問題、納税者番号制度導入も同時に検討することを義務づけております。これらの問題についての検討の手順、手立てについて、大蔵大臣の所信を伺いたいのであります。

次に、土地税制についてであります。

地価が高騰すれば国民生活にはかり知れない影響を及ぼすことから、さきに野党が共同でまとめた土地基本法案は、土地は公有物との概念のもと、公共的利用を図り、投機的取引などを規制することにより適正な地価の形成を図ることに重点を置いて提起いたしました。今回政府が提案する土地基本法ではこれが十分に期待できるのかどうか、法案提出の趣旨を含めて国土庁長官の見解を伺いたいのであります。

そして、これを受けて大蔵省としては土地税制の根本的見直しを行なうと思われます。保有課税と譲渡課税のバランスのとれた課税のあり方、所有期間の長期、短期あるいは超短期の区分の妥当性など、政府としてはどんな点に重点を置いた土地税制の改革を、どのようなスケジュールで行なう予定なのか、大蔵大臣にも所見を伺つておきまます。

さらに、平成元年度の税制改正にかかるものでございますが、個人事業者に係る確定申告の提出期限の三月末までの延長は、必要な消費税本体の修正があつてしかるべきところであるし、消費税の二重課税問題への配慮から行われる石油の還付措置は当然のものであり、一年間と期限を切る必要のないものと想えます。

このように、政府には消費税法の改正につながるような措置は一切拒否し、一時的な特別措置であります。この点について大蔵大臣の前向きな答弁をいただきたいのであります。

これまで述べてきた税制改革をめぐる問題点は、税制だけにとどまらず、政府の財政経済政策一般にも通するものであります。

中曾根内閣では、現下の厳しい財政事情及び将来の高齢化社会での財政需要を考慮した場合、税制改革の増減税同額は譲れないとしていたはずであります。ところが、竹下内閣では、約二兆六千億円の純減税を大いに宣伝し、その一方で、消費税の税率は5%から3%に引き下げております。我が国の財政事情はその間にそんなに急改善したのであります。しかも、それとも消費税の税率を数年後に引き上げることを意味しているのでありますか、総理の明快な答弁をいただきたいのであります。

また、特例公債からの平成二年度脱却は確実とされていますが、その後の財政の対応力回復のためにどのような目標を考えているのですか。

大蔵大臣の財政演説では、公債残高のGNPに占める割合あるいは国債費の予算に占める割合などを財政状況を示すマルクマールとして挙げられておりますが、これらに一定の目標値を置く所存なのでございましょうか。それとも、連年実施されてきた歳出繰り延べ策によるいわゆる隠れ借金の解消をもって次なる財政改革の目標とされるのか、大蔵大臣の明確な答弁をいただきたいのであります。

最後に、四月以降の物価動向にも注意が必要であります。

日銀短観によれば、現在の景気状況は予想以上の好調で、昭和四十年代のイザナギ景気のピーク時並みであるとされており、四月の消費税導入によるインフレ発生が懸念されております。政府としてどのように考へておられるのか、経済企画庁長官に見解を伺いたい。

以上述べてまいりましたように、政治不信が蔓延する中で、不公平を一層醸成し経済秩序を錯乱する消費税の導入は百害あって一利なしとつくづく感じます。高齢化社会に対応した財政基盤の確

立には、国民合意の舞台である政治の場をクリーイングすることが不可欠であります。

ともあれ、消費税は一たん撤回し国民の洗礼を受けることを最後に強く求めて、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、最初と最後の御意見を交えた御質疑についてお答えをいたします。

すなわち、消費税を白紙撤回すべきではないか等の御意見でございます。

消費税の導入に当たりましては、国民の不安や懸念を払拭いたしまして、国民の皆様の御理解と御協力を得るべく、最大限の努力を行つて、その円滑な実施を図ることが何よりも必要であります。このために先般新税制実施円滑化推進本部を設置したところであります。今後とも、きょうもその会合に午前中時間割いておりました。私も自身陣頭に立つて新しい税制の円滑な実施に向けて、きめ細かな、しかも実効ある総合的な対策万全を期してまいる所存であります。

消費税、これはいろいろな御議論がございました。しかし、国会における議論を経て創設するこ

ととされたものでありますので、撤回する考えはございません。そして、総辞職あるいは解散、総選挙を行えと、こうしたことではございませんが、その考えも全くございません。

次に、具体的な御質疑がございました。帳簿方

式から伝票方式への問題であります。

いわゆる帳簿方式は、伝票方式に比較いたしまして相互牽制効果の点で幾分劣る面があることは否定するものではありません。この種の税の経験が初めての我が国で、売上税に対する批判をも踏まえ、納税者たる事業者の事務負担の軽減に配慮したものであります。消費税につきましては、ま

ず円滑な実施を定着させる、これが私どもの払うべき最大限の努力であろうと思ひます。その上で不都合な点があれば、税制改革法の見直し規定の趣旨をも踏まえて各方面の意見に耳を傾けながら

適切に対処していくべきものである、このように考えております。

さて、表示問題にお触れになりました。

消費税導入の際の価格表示等につきましては、公正取引委員会においてガイドラインを公にいたしました。

御趣旨の御質問でございました。

簡易課税制度、それから事業者免税点制度、こ

とは申しておりました。しかし、それ以上に消

費税の納付に関する中小零細事業者の方々の事務負担に極力配慮することが重要であるという、ま

さに政策的観点から認められたものであると、こ

のように考えます。

これらの制度は、制度の精緻さをどこまで追求するかということと特に中小零細事業者の納稅事務負担に配慮を行うという問題、二つの価値の間で現実的にどのようバランスをとっていくかと、いう政策判断の問題であります。少なくとも現時点における必要性については御理解いただけるものと私は考えております。

なお、簡易課税制度等の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置につきましては、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ将来その見直しを行ふものとする旨の規定が税制改革法の議員修正により追加されたところであります。その趣旨を踏まえて適切に対処すべき問題である、このように考えます。

それから政府主導での公共料金等の問題、地方

の厳しい認識に基づいてのお尋ねがありました。

平成元年度末の国債残高は百六十二兆円と見込まれております。国債の利払い費が歳出予算の二割を占めるなど財政は依然として極めて厳しい状況にあると、私もそのように理解をいたしております。

そうして次に、財政事情に対する常日ごろから

の負担軽減の規模、それから既存簡接税の廃止、そ

の他の負担調整等との関連、さらには売上税の際の税率をめぐる議論、反省、これらを踏まえて三%としたものであります。施政方針において申し述べましたとおり、竹下内閣としてその引き上げを提案する考え方にはございません。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山達雄君) お答え申し上げます。

私はお尋ねの質問の第一は、パートナー課税、それから公益法人課税、赤字法人課税、その他いわゆる不公平税制の処理をどうするか、こういうことでございます。

この点につきましては、与野党間の協議が行われまして、それそれが党からお答えしているところでございますので、政府におきましても、与野党的協議の線に従つて適正な処理を図るつもりでございます。

一〇九日の御質問は、キャピタルゲイン、それから利子課税について納税者番号をどうするのか、総合課税をどうするのか、こういうことでした。まことに。

利子課税法につきましては、一昨年の九月に少額利子非課税制度から老人等の弱者に対する非課税措置に修正されました。ただ、そのときに附則で五年後、つまり平成四年には総合課税にすることについて見直しますと書いてあります。また、今度のキャピタルゲインにおきましても、所得税法の附則におきまして、これも利子課税とあわせて見直すということが明定されておりますので、納税者番号の、今各省庁間で協議を始めております。そういうものの定着を待ちまして、総合課税の方向に法律の定めるところに従つて着実に前進してまいりたいと思っております。

報 (号外)

今まで土地税制につきましては各改正の都度
土地税制をやつてしまひました。一つの方向は優
良宅地の増進等の方向で考える、もう一つは土地
の仮需要を抑えるということで、各国会のたびに
御提案申し上げたのでございますが、今度この国
会で土地の基本的な性質を明らかにした土地基本
法が設けられる予定でございますので、その理念
に従いまして関係施策との関連を図りつつ必要な
土地税制を前進させてまいりたい、このように考
えております。

それから四番目の御質問は、消費税について、
野党の方が言っておる改正をさっぱりやらないで
一時的な処理に済ましておるのはどういうわけ

か、特に、国内産ナフサの一年限りの石油税の還付、一年限りとはどういうわけかと、こういうお話をありがとうございます。

この点につきましては、与野党協議の結果、十七条の第二項で弾力的運営ということで法律の規定が設けられております。すなわち、これによりまして九月まで計算事務、納付の手続、申告・納付を延期いたしますので、納税者の方は十分時間的余裕ができるということで、それはそれなりの私は意味があると思うでございます。

国産ナフサの問題につきましては、これは輸入ナフサが一年限りの免税になつておりますので、それと期間的なバランスを合わせたものにすぎません。

それから平成二年の赤字公債脱却後の財政再建の目標をどうするのだと、隠れ国債はどうするのだ、あるいは百六十二兆に及ぶ公債残高、これはどうするのか、こういった問題と財政再建との目標の関係でござります。

おっしゃるようだ、これは大変大きな問題になると思っております。国会の論議その他各方面の論議を踏まえまして、財政審議会に諮問いたしまして、一年間ぐらい十分な論議をしてこれから財政再建の基礎をなしますこの目標を定めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(愛野興一郎君) 私に対する御質問は、政府主導で公共料金の消費税転嫁を行わせようとしているが、これは公共料金への不当な介入ではないかということでおざいます。

か、特に、国内産ナフサの一年限りの石油税の還付、一年限りとはどういうわけかと、こういうお話をさせています。

この点につきましては、与野党協議の結果、十七条の第一項で弾力的運営ということで法律の規定が設けられております。すなわち、これによりまして九月まで計算事務、納付の手続、申告・納付を延期いたしますので、納税者の方は十分時間的余裕ができるということで、それはそれなりの私は意味があると思うでございます。

国産ナフサの問題につきましては、これは輸入ナフサが一年限りの免税になつておりますので、それと期間的なバランスを合わせたものにすぎません。

それから平成二年の赤字公債脱却後の財政再建の目標をどうするのだと、隠れ国債はどうするのだ、あるいは百六十二兆に及ぶ公債残高、これはどうするのか、こういった問題と財政再建との目標の関係でございます。

既に總理から御答弁があつたとおりでござりますが、消費税の導入に際しましては、公共料金等につきましても、消費税の基本的性格及び事業経営の健全性を維持する觀点から、税を円滑かつ適正に転嫁することが必要であると考えております。このため、政府といいたしましては、昨年十二月二十七日の物価担当官会議におきまして公共料金等への消費税の転嫁に関する基本的な考え方を申し合わせておるところでありまして、これまでこの方針に従つて引き続き引き下げるべきものは引き下げ、全体として公共料金等にも消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう所要の手続を進めしてきたところであります。

政府としては、公共料金等について從来から經營の徹底した合理化を前提として、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱つてきたところでありますし、消費税の導入等に伴う公共料金等の改定に当たつても同様の方針で臨んでおるところであります。

また、消費税の導入によりインフレ発生が懸念されるが、政府としてはどのように考えて いるかという御質問でございました。

我が國経済は、御承知のように内需が堅調に推移し、企業収益が一段と増加するなど、景氣は拡大局面にあるわけであります。我が国の物価はこれまでのところ落ちついた動きを続けておりまして、当面景気が過熱してインフレとなる懸念は少ないと考えております。

ただ、物価をめぐる情勢を見てまいりますと、円高のテンポは緩やかなものとなつてきておりまし、原油価格の動向もとのところ強含みで推移をいたしております。また、企業の人手不足感等

既に總理から御答弁があつたとおりでござりますが、消費税の導入に際しましては、公共料金等につきまして、消費税の基本的性格及び事業経営の健全性を維持する觀点から、税を円滑かつ適正に転嫁することが必要であると考えております。このため、政府といたしましては、昨年十二月二十七日の物価担当官會議におきまして公共料金等への消費税の転嫁に関する基本的な考え方を申し合させておるところでありまして、これまでこの方針に従つて引き続き引き下げるべきものは引き下げ、全体として公共料金等にも消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように所要の手続を進めしてきたところであります。

政府としては、公共料金等について從来から經營の徹底した合理化を前提として、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱つてきたところでありますて、消費税の導入等に伴う公共料金等の改定に当たつても同様の方針で臨んでおるところであります。

も広がりが見られるわけでありますから、この物価の安定を息の長い景気拡大でとつしていくためには、これらの動向を十分注視しつつ、今後とも物価の安定のため一層の努力を図つてまいりたいと考えております。

特に、消費税導入に際しましては、これが引き金となって必要以上の物価上昇圧力が生じたりすることのないよう、便乗値上げの防止等に万全の対応を図つていく所存であります。

以上で答弁を終わらせていただきます。(拍手)

〔國務大臣三塚博君登壇、拍手〕

Digitized by srujanika@gmail.com

本法案におきましては、土地についての基本理念の一つとして、土地は投機的取引の対象とされることはならないことを明確化いたしますとともに、土地に関する基本的施策の一つとして、國土利用計画法の改正案とあわせて、投機的取引を抑制するため土地取引の規制等に関する措置を講ずることとしたとしており、その点につきましては野党から御提案なされております土地基本法案と共通の考え方方に立ったものと考えております。

また、最近、親企業が下請企業に対しまして年次計画事業者か否かなどのアンケートを行いまして、下請企業等の不安を惹起いたしております事態がござります。本院におきまして予算委員会におきましてても指摘をされたところでございますが、この点を踏まえまして通達を発出いたし、特に本問題の指摘をちようだいいたしたことにつきましては、本省及び通産局一体となりまして事情聴取を行なうなどいたし、所要の指導を行つておるところです。いまして、万々一のよくな下請いじめございませんように、さらに万全の体制をとつてしまふ所存でござります。よろしくお願ひを申しつけます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 和田教美君

和田教美君登壇、拍手

○和田教美君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となつた租税特別措置法の一部改正案と、さらに、当面緊急の政治問題となってゐる消費税の四月実施施行について、竹下総理並びに関係大臣に質問いたします。

竹下総理自身、消費税について九つの懸念を挙げています。総理の懸念が法律の施行後も減らすことどころかますますふえてること自体、この税制がいかに仕組みが複雑なのにすぎん、あいまいで、新たな不公平を生む欠陥税制であるかを端的に示しています。消費者の間には、簡易課税制度、免税業者との関連で、我々の払った消費税の一部が国庫まで届かず業者のポケットに入ってしまうという過剰転嫁、さらには便乗値上げの不満が渦巻いています。

口の制的のいしるるの、室石、貴金属、毛皮、大型テレビ、大型冷蔵庫、高額な外食、グリーン料金など高級品が中心。一方、これらの高級品と無縁の低所得者、生活保護世帯、母子家庭、身障者などにとってほとんどの日常生活必需品にかかる消費税の重圧をどうして救済するつもりか、なぜこれを埋め合わせる税制上の特例措置をとらないのか、総理、大臣に具体的な答弁を求めます。

出産費用にも消費税がかかり、葬儀も火葬代、飲食費、祭壇、墓石などに消費税がかかります。広く薄くという政府の水平的公平論が弱者いじめの論理以外の何物でもないことは、消費税法の施行などが決まるにつれて一層明らかになつてしましました。

その一方、立場の弱い中小の下請業者などに對しては、大企業による買いたたきや支払い代金の値切りといった悪質な下請いじめが横行しそうです。このように、消費者の側には過剰転嫁の不満、一部業者の間には過小転嫁の不安と、正反対の不満、不安が高まっていることにも消費税の仕組みの矛盾があらわれています。この点をどう考

えるか、總理、大蔵大臣の見解を求めてます。 言うまでもなく、消費税制の最大の本質的な欠陥が、金持ちには有利で低所得層に過大な負担を強いるという逆進性の問題にあることは我々がしばしば指摘してきたとおりです。政府はさきの税制改革による所得税減税を盛んにPRしますが、課税最低限以下の収入の人々は所得税減税の恩恵はゼロで、新たな消費税負担がもろにかかるってきま

ます。また、身体障害者が買う小型乗用車にはこれまで特例で物品税が免除されていましたが、物品税の廃止でこの特典がなくなり、逆に消費税率六%分だけ高くなるなど、社会的に弱い立場の人々の新たな負担は、とても総理の言う歳出面での配慮だけで中和できるものではありません。

考え方方に立ったものと考えております。
以上でござります。(白手)

平成元年二月二十七日 參議院会議録第七号

への制裁は制度的にはあると衆議院で答弁しています。

このような不当な圧力は自治権の侵害であるばかりか、税金を取り立てる権力側の論理だけに終始して、消費者の立場を全く無視したものであります。

転嫁見送りの地方自治体はどれくらいに達したかの報告も含めて総理、自治大臣に答えていただきたい。

消費者無視の態度は、運輸省が所管するタクシー料金への転嫁問題にも典型的にあらわれています。

個人タクシーは、ほとんど年間売上高三千五百万円以下の免税業者ですから、3%の消費税分を料金に上乗せすればその多くの部分が懐に入る勘定で、業者には値上げを見送る動きが出ていました。ところが運輸省は、最近まで同一地域同一運賃の原則を盾に、課税業者である法人タクシー並みに値上げさせる行政指導を続けてきました。結局この問題は、個人タクシーについては、新メーターの設置が間に合わないという理由で四月中は値上げ見送りになつたようですが、運輸省は同一地域同一運賃の原則を変えたわけではありません。一体、業者が値上げをしなくてもやれるといふのに、なぜ運輸省は事実上の便乗値上げを奨励するのか、運輸大臣の考え方をお聞きしたい。

建設省は、民間住宅賃への消費税転嫁について、免税業者の一律3%転嫁は必ずしも適当ではないという通達を出しました。私は建設省の態度を非難するつもりはなく、借家人の反発に配慮す

れば、むしろ適切な指導だと思います。問題は、

同じ政府部内で見解がばらばらで不統一が見られるということです。総理、建設大臣の答弁を求める

ます。

東京都杉並区の商店会連合会は、最近理事会で、このまま消費税実施を強行すればたちまち店頭は混乱しトラブルが続出するとして、消費税の実施中止を求める決議を採択しました。租税特別措置法改正案には、中小企業や卸小売業者などが消費税の導入に対応するため電子式金銭登録機や電子計算機を買う場合、一時に損金算入を認める規定があります。しかし、このような新型の計算機の貰いかえが四月までに全国的に間に合うのですか。お客様とのトラブル、レジの滞滯など大混乱は必至です。

しかも、このような欠陥消費税を無理やり強行しないとも、所得税の総合課税化、法人税課税ベースの拡大、大法人所有土地の増価税を初めとする資産課税の強化など不公平税制の是正を軸に、好調な税の自然増収を組み込むことによつて、消費税にかかる財源確保は十分できます。公明党はこの観点に立つて、先週消費税抜きの平成元年度予算修正要求を政府に提示しました。總理、大蔵大臣の見解をただしたい。

最後に私は、竹下総理が消費税実施強行に対する圧倒的な国民大衆の反対に謙虚に耳を傾け、混乱を避けるため、直ちに消費税の廃止を決断するよう強く要求して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず最初のお尋ねは、消費税の四月実施の問題についてでございます。

今次の税制改革は喫緊の課題でありまして、ま

たその趣旨等から見て、改革全体として整合性を

持つて包括的かつ一体的に行われるべきものであ

る、このように基本的に考えております。消費税

につきましても、こうした考え方を踏まえ、平成

元年四月一日から実施する、このようにいたしておるところでございます。

およそ新制度の導入に当たりましては、その移行期にはいささかの摩擦が生ずることは避けられません。また、完全な制度として成熟させるためには年月のかかる部分もあるであろうというふう

に私も思います。政府としては、そうした摩擦を最小限に食いとめるため可能な限りの努力を払う必要があります。

本部を中心として政府を挙げてこれが暮らしの中

に定着していくための努力をさせておるゆえん

のものであります。

さて、私の挙げました懸念についてお触れにな

りました。

消費税に対する国民の皆様方の理解を求めるた

め、昨年来、私はあえて各種の懸念というものを取り上げてまいりました。今日までその一つ一つにこたえるべく最大限の努力を積み重ねてまい

ております。消費税は我が国になじみの少ない税

であるだけに、これを負担する消費者にも、また

納税者となられます事業者の方にも、転嫁につい

ての不安があることは事実であります。政府とし

ては、その円滑、適正な転嫁の実現に今後とも万

全を期していくつもりでございます。

さて、逆進制にもお触れになりました。

たびたび御議論があつたところであります。所得に対する逆進制の問題につきましては、本来、

税制の所得再分配機能は一つの税目のみを取り上げて議論すべきものではないと考えます。税制全体、さらには社会保障制度等を含めた財政全体の中で考へるべきものであると考えます。こうした観点から、今回の改革では、税制面における所得税、住民税の課税最低限の大額な引き上げ、それから歳出面におきましては、御指摘もあつておりましたが、臨時福祉給付金の支給等、眞に手を差し伸べるべき方々に対する措置を講じてきたところあります。

それから地方公共団体の問題であります。御指摘にもありましたが、事業者として、また、新税制の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮すべき者として、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うことは当然のことであろうと思います。政府としては、税制改革法の趣旨に沿つてこの旨を指導してまいる考え方であります。

転嫁問題についての所管官庁の具体的な問題をお触れになりました。

免税事業者の場合であつても、仕入れのときに消費税を負担してその分は当然価格に上乗せすることが必要である、このように考えます。

仕入れは平均的には売上高の八割あります。

3%の値上げをしても過大と言われる分は〇・六%，そういうことになります。零細事業者に厳密な計算をさせようというものは無理がありますので、同業者に合わせて3%上げることがあっても、それを便乗値上げだと、こういう指摘をすることは酷であると思います。しかしながら、売り上げに比べ仕入れの額の小さいケースの場合は、小幅の値上げでカバーする例が多いというふうに考えられます。また、公益的見地から政策的に価格を同一としておるものもござります。

例えば、足立区の商店街では三名の転嫁をしないということを決めております。また、杉並区の商店連合会理事会は、消費税は著しく精緻を欠き問題の多い税制である。その上、準備期間が極めて短く、このまま実施を強行するならばたちまち店頭は混乱しトラブルが続出するとして、直ちに実施を中止することを求める緊急決議を採択しております。

一方、消費者の側では物価高騰の不安、支払いの負担感が本的に国に入るのだろうかとの懸念が生じるなど、混乱はますます広がる一方です。多くの地方自治体が公共料金への転嫁を見送る方針を決め、多くの地方議会で消費税廃止決議をしているのは、消費税が国民生活に受け入れがたい証明にはかなりません。このような状況のもとであくまで強行しようとするならば、国民経済の大混乱は必至であります。この際政府は、消費税の廃止を決断すべきであります。総理の明確なる答弁を求めるものであります。

さらに、消費税は、政黨の政策、見解を国民に

伝える最も重要な活動である機関紙活動にも課税しようとするものであります。機関紙誌代の収入は政党の政治活動の資金であり、政治資金規正法の規定するように、「民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財」であります。消費課税と言ふべき不当な税制ではありませんか。総理の見解を求めます。

しかも、大型問接税 消費税を推進した中心人物の少なからざる人が、リクルート事件での株式譲渡の疑惑を指摘されております。リクルート事

元労働事務次官などを明日中に起訴の方針と聞きますが、国民は政界関係者に配り、事件のもみ消しを然であると怒りの声を上げています。まして、リクルート疑惑発覚後、リクルートの江副らが総額四千万円を政界関係者に配り、事件のもみ消しをたくらんでいたことも明らかになり、国民の怒りは一層強くなるばかりです。これらの捜査状況と今後の基本方針を明らかにされたい。

あわせて、検察権の厳正な行使に対し、指揮権発動その他政府が制肘を加えることなど断じてあってはならないと思いますが、法務大臣の明確な答弁を伺いたいのであります。

世論調査に見られる竹下内閣の支持率は、日を追つて低下し、わずか一二・三%、不支持率八五%という調査結果まで出ております。さきの千葉県知事選挙で我が党推薦の石井候補が七十八万六千票余、四五%の得票を得て大いに善戦した事実も、消費税廃止、リクルート徹底究明の世論の大きな広がりを示しております。総理はこれら国民世論の動向についてどのように考えておられるか、率直に答えられたい。

今大切なことは、総理自身に関するリクルートコスモス株の問題について明らかにすることがあります。さきの予算委員会で我が党の不破副議長が、株式譲渡について竹下事務所に赴いたのはリクルート社の間宮常務ではないか等具体的な質問をしたのに対し、いまだに明確に答えておりません。この場で明確に答えていただきたい。

さらに、株式譲渡にかかる売買約定書、株式購入代金払込証明書、株式売却代金振込証明の文書、いわゆる三点セットを進んで国会に提出すべ

あわせて、検察権の厳正な行使に対し、指揮権発動その他政府が制肘を加えることなど断じてあってはならないと思いますが、法務大臣の明確な答弁を伺いたいのであります。

世論調査に見られる竹下内閣の支持率は、日を追つて低下し、わずか一二・三%、不支持率八五%という調査結果まで出ております。さきの千葉県知事選挙で我が党推薦の石井候補が七十八万六千票余、四五%の得票を得て大いに善戦した事実も、消費税廃止、リクルート徹底究明の世論の大きな広がりを示しております。総理はこれら国民世論の動向についてどのように考へておられるか、率直に答えられたい。

コスモス株の問題について明らかにすることあります。さきの予算委員会で我が党の不破副議長が、株式譲渡について竹下事務所に赴いたのはクリニック社の間宮常務ではないか等具体的な質問をしたのに対し、いまだに明確に答えておりません。この場で明確に答えていただきたい。

さらに、株式譲渡にかかる売買約定書、株式購入代金払込証明書、株式売却代金振込証明の文書、いわゆる三点セットを進んで国会に提出すべ

きであります。また、未公開株売却益金の使途を証明する文書を提出すべきであります。そのお考えはないのか、総理の答弁を求めておきます。

また、我が党を初め国民の多くが要求する中曾根康弘前総理の国会への証人喚問を竹下総理みずからが積極的に求めるべきではないか。

総理、国民の怒りがあなたには聞こえないのですか。忍の一字で逃げ切ろうとするのですか。もはや内閣総辞職、または解散、総選挙で国民の審判を仰ぐ以外に道はないと思いますが、総理の明確な答弁を求めるものであります。

さて、本法案の第一の問題点は、このような欠陥だらけの、廃止するしかない消費税を円滑に実施するためと称して、彈力的運用などの措置をとらうとしている 것입니다。

これらの諸措置や一時金の支給などでは、消費税の持つ基本的な矛盾を何ら解決することはできません。総理、一体あなたはこのような措置によって消費税の諸懸念を解消できるとでも考えておられるのですか。

第二の問題点は、消費税という財源を導入したことから、租税特別措置の縮減や不公平税制の是正という方針すら放棄して、むしろこれを拡大しようとしている 것입니다。

多極分散型国土形成促進法に基づいて大企業が大都市に建設する建物についても、新たに特別償却を認め、減税措置を講じています。これでは一極集中に拍車をかけることになり、地価暴騰の要因を残すことになるのではないか。また、海外に進出する大企業に対して、新たに二〇%の積み立てを認める準備金制度を設けています。そのほか、基盤技術促進税制など特別措置を軒並み

判を仰ぐ以外に道はないと思いますが、総理の明確な答弁を求めるものであります。

さて、本法案の第一の問題点は、このような陥だらけの、廃止するしかない消費税を円滑に実施するためと称して、彈力的運用などの措置をとらうとしていることであります。

これらの諸措置や一時金の支給などでは、消費税の持つ基本的な矛盾を何ら解決することはできません。総理、一体あなたはこのような措置によって消費税の諸懸念を解消できるとでも考えているのですか。

第二の問題点は、消費税という財源を導入したことから、租税特別措置の縮減や不公平税制のはずには、うむうむすみ改革をして、むしろこれを拡大する

正といふ言葉から別離して、それがそれを拡大しようとしていることがあります。

多極分散型国土形成促進法に基づいて大企業が大都市に建設する建物についても、新たに特別償却を認め、減税措置を講じています。これでは一極集中に拍車をかけることになり、地価暴騰の要因を残すことになるのではありませんか。また、

海外に進出する大企業に対して、新たに二〇%の積み立てを認める準備金制度を設けています。そのほか、基盤技術促進税制など特別措置を軒並み

総理、あなたは国民には消費税の負担を押しつける一方、このような専ら大企業が利用する特別措置については、今後とも維持拡大を図つていい。あわせて大蔵大臣の見解を求めます。

しかも、昨年、大企業に適用される法人税率は大幅に引き下げられたばかりであります。税率、課税ベースの両面にわたって大減税の恩恵を受けことになります。アメリカでも西欧諸国でも、法人税率を引き下げた場合には、特別措置は抜本的に整理をし、課税ベースを広げるというのが共通のやり方であります。総理並びに大蔵大臣、このような国際的な流れに反するやり方を固執するのはいかなる理由か、明確にされたい。

政府は、今回有価証券先物取引に対する課税をまたもや見送りました。株価指数先物については、昨年九月から東京、大阪の両株式市場において取引が始まり、その取引額も月を追つてふえ続けています。本年一月までに百二十兆円にも達する勢いとなっておりますが、この巨額の取引が非課税のまま野放しにされるのであります。さらには、本年六月には東京に新たに金融先物取引所が設立され、通貨や金利の先物取引が本格的に始動しようとしています。総理、消費税では食料品を含めあらゆるものに課税をしながら、現行税制でもすぐ課税できる金融商品に対してはなぜ課税を見送ったのか、これこそ最大の不公平ではないか、その理由を説明されたい。

以上、国民には消費税の負担を押しつけ、大企業には減税の恩恵を与えるという不公平税制に断ります。

固反対し、消費税廃止、リクルート疑惑徹底追及のため闘つ決意を表明して、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣竹下登君登壇、拍手】

○國務大臣(竹下登君) まず最初は、消費税の導入の公約違反問題についてのお尋ねであります。昭和六十一年六月の選挙の際の前総裁発言は承知いたしております。また、それに先立ちます昭和六十一年二月六日の衆議院予算委員会における前総理の発言、これは時の内閣の総理としての発言であつて、その重みも十分認識いたしております。

今回の消費税は、それらの発言というものの原点から出発いたしまして、従来からの経緯とか論議等すべてを踏まえて、国民各界各層の御理解を得られるよう衆知を集めて工夫した苦心の作であります。その意味で前総理発言の延長線上に存在する、このように御理解いただきたいと思います。

建設資材の便乗値上げ問題にお触れになりました。

先ほども建設大臣からお答えがあつておりますが、消費税の導入に当たつて消費税の転嫁を口実とした便乗値上げをしないよう、既に関係業界に対して所管大臣から徹底を図っております。建設資材についても便乗値上げがあつてはならぬことはもとより当然であります。今後とも価格動向を把握しますとともに、便乗値上げ防止のための十分な監視体制を維持していくよう政府を挙げて対処してまいります。

また、価格カルテルによる便乗値上げの防止につきましては、公正取引委員会において十分指

導、監視を行いますとともに、違反行為に対しましては厳正に対処してまいります。

さて、消費税は我が国にとってなじみの薄い初めての税制であります。国民の皆様方の不安や懸念を払拭して円滑な実施を図ることが必要であるといつも申し上げておるとおりであります。消費者や事業者に転嫁の不安があり、一部の地方公共団体の対処に適切さを欠くことは事実であるにいたしましても、政府としてはそういう事態が解消するようさらに最善を尽くす、これが私どもの果たすべき役割であり、その廃止などは全く考えておりません。

政党機関紙への課税問題でありますが、事業者が対価を得て行う物品、サービスの提供等に課税するのが消費税であります。政党も、人格のない社団として、経済団体や業界団体のような団体と同様に事業者に該当いたします。購読料等の対価を得て新聞、機関紙を売る場合には課税となる、こうしたことあります。消費税においては、各種団体の機関紙などを含め対価を得て売る新聞一般を課税しておりますので、制度の趣旨を御理解いただきたいと思います。

次は、千葉県知事選挙に基づいての御議論がありました。いつの場合でも選挙の結果というのは厳粛に受けとめるべきものであると、このように考えておるところであります。

さて、不破議員の質問にお触れになりました。この問題、不破議員が調査されたと言われることについて、一々コメントする考はございません。

いわゆる三點セット問題、これは日下熟慮中であります。

さらに、中曾根内閣、総辞職、解散というお尋ねがありました。中曾根前総理に私が何々を求めての税制であります。国民の皆様方の不安や懸念を払拭して円滑な実施を図ることが必要であるといつも申し上げておるとおりであります。消費者や事業者に転嫁の不安があり、一部の地方公共団体の対処に適切さを欠くことは事実であるにいたしまして私が最初六項目を申し上げた。その後、転嫁問題、地方団体の財政運営の問題、そして簡易課税、免課税の問題、これでいる点といたしまして私が最初六項目を申し上げた。その後、転嫁問題、地方団体の財政運営の問題、そして簡易課税、免課税の問題、これをつけ加えたわけでございます。とにかくこれら

の懸念や不安を解消するというためには、税制全般を広げるべきであります。それはやつておるわけ

ますが、さらに、もうあとそれこそ五日しかございませんので、この間、円滑化推進本部をフル回転いたします。そしてまた、弾力的運営、税制改革法の議員修正、このことをよく考えまして将来また適切な対応をすべきこともあるうと思つておられます。

それから法人税率を引き下げるときに課税ベースを広げるべきであります。それはやつておるわけ

でございます。代表的なものは、受取配当の益金不算入制度、これを思い切って縮減しているところでございます。

それから法人税率を引き下げるときに課税ベースを広げるべきであります。それはやつておるわけ

でございます。

以上で私のお答えを終わります。(拍手)

【國務大臣村山達雄君登壇、拍手】

○國務大臣(村山達雄君) お答えいたしました。私はに対する質問は、今度は消費税を負担させる反面租税特別措置の拡大を図つていいではないか、こういうお話をござります。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣高辻正吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(高辻正吉君) 最初のお尋ねは、いわゆるリクリート事件についての捜査の現状と今後の方針いかんということございましたが、東京地方検察庁は厳正公平、不偏不党の立場から引き続き捜査を継続中であります。捜査の現状でありますとか、捜査の今後の見通しとかいうような捜査の内容にかかる事柄につきましては、遺憾ながらお答えすることができます。

ただ、この際申し上げることができますのは、捜査による事案の解明というものは、その結果の及ぶところが何人であるかによって左右されるものではないということです。

次のお尋ねにありました指揮権の発動と申しますのは、検察庁法十四条ただし書きの検事総長に対する法務大臣の指揮を指して言われるものと思いますが、この検察庁法十四条の趣旨は、一般に、國の検察事務を分担管理し、その機関の事務を統括する法務大臣の行政責任と、司法権と密接不可分の關係にある検察権の独立性の確保の要請との調和を図る点にあるものと考えられております。

そういうことからすると、法務大臣が、いわゆる指揮権を発動する場合は、検察権が不偏不党、厳正公平の立場を逸脱し、その他、検察事務を所掌し遂行する法務大臣がその責任を全うし得る限度を超えて運営されるというような特殊例外的な場合に限られるべきものであります。そのような特殊例外的な場合においては、法務大臣はその行政責任を全うするためにその指揮権を行使して正すべきものは正さなければなりませんが、そのような場合でないのに法務大臣がいわゆる指揮権を発動

することはなすべきないと考えております。その意味で、法務大臣は検察庁法第十四条ただし書きの検事総長に対する指揮権をむやみに放棄するわけにはまいりません。

しかし私は、検察が今後ともよくその職責を果たし、法務大臣が指揮権を発動したりその他これに制肘を加えなければならないような事態が生じることはないものと信じております。

以上でございます。(拍手)

○副総長(瀬谷英行君) 橋本孝一郎君。

〔橋本孝一郎君登壇、拍手〕

○橋本孝一郎君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案のありました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、竹下総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

まず、消費税についてお尋ねいたします。

我々は、シャウブ勧告以来の抜本税制改革を今世紀に残された重要課題の一つとして位置づけ、國民の合意を得て、世論が求める手順に従って改革を進めるよう求めました。すなわち、まず第一段階として、所得税などの大幅減税を進め、國民各層から不公平、不公正と言われておる税制度について抜本的改革を実現し、その上で行財政改革の計画、高齢化社会の福祉ビジョンを明らかにし、理解を得た上で、かかる後に國民の合意を得て、時間をかけて間接税の改革を進めるという二段階の改革を提唱したのであります。

しかるに、竹下内閣は、この國民的要求を無視し、我々の強い反対にもかかわらず不公平税制の是正が不十分なまま消費税導入を柱とした税制改

革閣連法の成立を強行しました。これは國民世論を行ふことを強く求めるとともに、消費税導入に

を裏切り、我が國の将来に禍根を残したものと断ぜざるを得ません。

我々は、税制改革関連法の原案どおりの成立という最悪の事態を回避するため、さらに議会政治に制肘を加えなければならないような事態が生じることはないものと信じております。

以上でございます。(拍手)

そこで、我々は、この國民的要求を無視し、我々の強い反対にもかかわらず不公平税制の是正が不十分なまま消費税導入を柱とした税制改革を実行するなど、國民の合意を得て、時間かけて間接税の改革を進めるという二段階の改革を提唱したのであります。

この事態に対する責任をどう認識し、今後いかなる対策を講じていくのか、総理及び自治大臣の御所見を求めるものであります。

ところで、消費税はそのまま税率引き上げによって安易に大衆増税ができるという危険な性質を持つております。民社党と自民党で行財政改革

の強力な推進なくして消費税率を引き上げない合意をしておりますが、竹下総理は自分の在職期間中には税率を引き上げないと主張しているのにはなりません。今のうちに消費税率が安易に引き上げられないための歯どめをつくつておくべきと考えますが、竹下総理の明快なる御答弁を求めるものであります。

質問の第二は、不公平税制は正についてであります。

竹下税制改革のもう一つの欠陥は、不公平税制の是正が極めて不十分なものにとどまっていることであります。

最近の土地と株式の高騰によって資産保有のアンバランスが社会的な問題となつております。持てる者と持たざる者との格差は日ごとに広がり、平等と公平さを誇ってきた日本の社会は根底から崩れつづいています。歴代自民党内閣の怠慢により骨抜きになってきた資産課税の適正化に、今こそ本腰を入れて取り組むべきだと考えます。まず、自民党が我々に約束したように、土地基本法の制定はもちろん、土地税制を新たな視点から根本的に洗い直し改革を進めるよう強く求めるものであります。また、総理及び大蔵大臣の見解を伺ったのであります。

さらに、国民のプライバシー保護と金融市場の安定化に配慮しつつ、国民の合意を得ながら納税者番号制度を導入し、総合課税体制の整備を図ることが不可欠であります。

政府税制調査会の小委員会は社会保障番号を活用した米国型が望ましいとの報告をしておりましたが、政府としてはこの方向で準備をしていくのか

どうか、総理及び大蔵大臣の御所見を求めるものであります。

我が党の提言により、昭和六十三年分は約一兆三千億の所得減税が先行実施され、また抜本改革の中でも所得税率の大幅緩和、人的控除の引き上げ、教育費軽減に配慮した割り増し扶養控除の創設、配偶者特別控除の引き上げなどによる所得減税、地価高騰に対応した相続税等、大幅減税が実現しました。しかし、我々は今後、サラリーマンの実効ある申告納税制度の導入、物価調整減税の創設等、きめ細かな政策の実現に重点を置いて取り組んでいく決意であります。

現行税制における不公平の一つとして、事業所得者と給与所得者との税体系が大きく異なっていることを指摘せざるを得ません。既に特定支出控除というサラリーマンの申告制度は存在していま

すが、経費の対象がごく狭い範囲に限られており、ほとんどのサラリーマンはこの制度の恩恵を受けることはできません。勤労者から要望の強い背広や靴の費用、労働組合費、冠婚葬祭費用なども対象に含め、実効ある制度に改めるよう主張するものであります。

昭和六十三年の給与所得者から特定支出控除が適用となりましたが、近いうちに、どれだけのサラリーマンがこの制度を利用できたか明らかになります。この制度の恩典を受けたサラリーマンが余りにも少なかった場合は、我々の要求に基づいて制度の見直しをすべきだと考えます。総理及び大蔵大臣にこの約束をしていただきたいのであります。

税率構造が簡素化されたとはいえ、累進構造をとっているため、物価上昇に伴う所得増加による

所得税額がふえ、増税となる点は全く解決されておりません。これを解決するために所得税においても物価スライド制度を導入するよう強く求めるものであります。

また、我が党の提案が受け入れられ、通勤費の支那や大都市圏への人口集中により住居が職場からますます遠くなる傾向にあります。この際、新幹線通勤、自動車通勤も含め交通費全額を非課税とするべきではありません。

さらに、現行制度では、交通費が勤務先から支払われず、自腹を切らなくてはならない場合には非課税とはなりません。これは余りにも不合理であります。

あり、直ちに是正すべき問題だと考えます。

最後に、消費税の実施が五日後に迫つてしまひました今、消費税の第一線現場では地方自治体を

含む事業者も消費者も大混乱が起きております。総理は、先日の十六日の各地通産局長との懇談会で、いざ導入となると国民との間に乖離があることを認めるおっしゃられました。乖離があるからこそこうすると言わなければならぬのではないかといでしようか。この答えがないことは全く無責任ではないでしょうか。

以上、総理及び大蔵大臣の答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、見直し規定の点に

お触れになりました。

消費税の導入に当たりましては、国民の不安や懸念を払拭して国民の皆様方の御理解と御協力を得るべく最大限の努力を行い、その円滑な実施を図る、これが大前提でございます。したがって、新税制実施因滑化推進本部を設置したところでありまして、これは今後も引き続きの細かい実効ある総合的対策を行つてまいります。

そこで簡易課税の問題、これは中小事業者の事務負担等に配慮した措置でございます。消費税の円滑、適正な転嫁の実現の状況、それから消費税の仕組みの定着状況等を勘案しながら、今御指摘になりましたように、将来その見直しを行うものとする旨の規定が税制改革法の議員修正によって追加されたところでありますので、その趣旨を踏まえて適切に対応するのは当然のことであると思います。

次が、地方自治体の問題でございます。地方公共団体は、新税制の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮すべき者という立場と、いま一つは事業者としての立場と、この二つを持つておるわけござります。消費税の円滑、適正な転嫁を行つていくということは当然のことであろうと思っております。引き続き地方公共団体をそうちした考え方で指導すべきだと考えております。

それから、歯どめ問題にお触れになりました。施政方針におきまして、私の内閣におきましては税率の引き上げを提案する考え方のないことを明らかにいたしました。そして、税率の歯どめとはどこかと、こう言えど、これは法律に規定してあるわけござりますから、まさに国会こそが税率の歯どめの最大限の役割を果たすものであると思つております。

例等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

平成元年度予算は、内需の持続的拡大に配意しつつ、財政改革を強力に推進することとして編成いたしました。歳出面においては、引き続き既存の制度、施策の見直しを行い、経費の節減合理化を図るとともに、限られた財源を重点的、効率的に配分するよう努めたところであります。

国との補助金等につきましては、累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、昭和六十一年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律により補助率等に係る暫定措置を講ずるなど、これまでもその整理合理化を推進してきたところであります。平成元年度予算の編成に当たりましては、これららの暫定措置の期間が昭和六十三年度末に終了することに伴い、改めて一体的、総合的な見直しを行い、補助率等につき所要の措置を定めることとし、また、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ等につきましても、引き続き所要の特例措置を講ずることとしたところであります。

本法律案は、以上申し述べましたように、昭和六十一年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律により措置が講ぜられてきた事項について、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国及び地方の財政関係の安定化に資するため、所要の立法措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、昭和六十三年度まで暫定措置が講ぜられてきた事業に係る補助率等について、まず、生活保護、措置費等に係る補助率等を定める改正を行ふこととし、さらに、義務教育費国庫負担金のうち共済長期給付、恩給等に係る補助率等の取り

扱いを定めることとしております。また、公共事業等につきましては、平成二年度までの暫定措置として、昭和六十三年度に適用されている補助率等を適用することとしております。なお、今回の改正によりたばこ税を地方交付税の対象とするほか、地方公共団体の事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、厚生年金保険事業に係る一般会計から特別会計への繰り入れ等について所要の特例を定めることとしております。

以上、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。瀬上貞雄君。

【瀬上貞雄君登壇、拍手】

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案について、

改革においては、地方財政は交付税、譲与税を含めても差し引き八千八百億円の減収となつておらず、消費税の混乱には耐えられません。少なくとも四月からの転嫁ができることがはつきりいたしました。竹下総理が表明されている九つの懸念も一つ解消されおりません。昨年の税制改

したのではないかと疑惑を持たれ、国民から強い政治不信が表明されているにもかかわらず、国民においては、転嫁しないのは自治体が裕福であるからだとか、交付税率の変更を示唆し恫喝するような言動が見受けられます。言語道断であります。私は、竹下総理の猛省を促し、過ちを絶対に許せない、こうした声は我が福岡県だけではありません。私は、竹下総理の猛省を促し、過ちを悔い改めることは今からでも遅くないことを強調しておきたいと思います。

さて、地方財政は地方税、交付税、国庫支出金、そして地方債を主たる歳入としており、当然

消費税問題は地方財政対策問題として、補助金問題とも切り離して議論できない問題であります。

自治省等は、昨年来再三にわたり全国の自治体において、相次いで一部または全部の転嫁見送りが決

定され、消費税の廃止、延期の決議意見書が続々と採択されております。自治体ばかりではあります。

政府の約束違反は、消費税だけではなく、このいわゆる補助金カット法案もそうであります。当初は一九八五年度限りとされ、政府は地方公共団

消費税転嫁に関する通達等を出し、価格転嫁は自治体の責任としておりますが、全国の自治体において、相次いで一部または全部の転嫁見送りが決

定され、消費税の廃止、延期の決議意見書が続々と採択されております。自治体ばかりではありません。高規道路のようないくに政府関係特殊法人において、相次いで一部または全部の転嫁見送りが決

こうした過去の立法府との経緯に対しても全く口をぬく、「一括法案として提出し、わずか二日間の審議しかできないような仕掛けをつくる」というのは極めて遺憾であります。このようなやり方は、国会の権威を形骸化し、立法そのものの権威をも低めるものにはなりません。総理並びに大蔵大臣は、このような立法府輕視に対して、どう謝罪し、今後どうするおつもりなのか、明快にお答えをいただきたいと存じます。

次に、私は国と地方の財政関係について伺います。なぜ補助負担金をカットしなければならないのか、不思議でたまりません。一九八五年度以来、税の自然増収の伸びは順調に続き、政府はその都度当初予算で予定されていた赤字公債の発行を縮減しております。つまり、国の財政再建は順調に進んでいます。ところが、地方に対してもは平然と財政負担の転嫁を行っておりまます。一九七五年度以来の地方財政の財源不足額は、その大半を財源対策債など地方の借金で手当てをされ、さらにこの五年間における補助負担金のカットによって地方財政においては一般会計だけでも約五兆円の影響が出でております。国は借金を順調に減らし、地方には借金を強要することをどのように説明するのでしょうか。大蔵省は金が現実にないからと言いますが、地方にもないので。なぜ、国の借金を減らし、地方がないわれもない借金をしなければならないのか、大蔵大臣、自治大臣の明快な見解を求めます。

また、竹下内閣の内政の柱の一つとしてあると創生が提案されており、一市町村当たり一律一億円の臨時交付を行うとされていますが、五年間

で五兆円、八九年度はさらに一兆三千八百億円余りの補助金カットを行うことはふるさと創生、地域振興と明らかに矛盾いたします。一億円は、言葉は悪いですが、自治体への慰謝料なのでしょうか。竹下総理御自身に御説明を願いたいと存じます。

さらに、具体的な問題についてお伺いをいたします。

第一には、生活保護については、八四年度負担率八〇%であったものが八五年度から八八年度にあつては七〇%とされていましたが、八九年度からは七五%で恒久化されることとなりました。そ

の財源措置として国たばこ税の一部が地方交付税の対象税目に算入されたことは承知しておりますが、補助金というものと国庫負担金というものの性格が混同されているのではないか。

どのように整理されて七五%という数字が出てきたのか、はつきりお示しを願いたいと存じます。

第二に、児童福祉、老人福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉等の負担率については、八九年度以降は五〇%で恒久化されることとなりました。機関委任事務の整理合理化によって団体事務となつたから復元は難しいという説明がなされております。もしそうであるなら、機関委任事務と団体委任事務、そして団体事務の確固たる定義、性格の違い、国と地方の普遍的な負担関係について自治大臣からお示しをいただきたいと存じます。

第三に、義務教育費の負担率について、共済長期負担金は八七年度から三分の一とされていたものが、八九年度は八分の三、九〇年度以降は二分の一に復元されることとなりました。また、恩給

は一般財源化されることになりました。恩給もそ

うですが、共済費用は給与費の重要な構成要素です。明確に義務教育費は国庫負担の対象である

○國務大臣(竹下登君) お答えをいたします。

まず、消費税の四月実施の問題でございます。

たびたび申し上げておりますように、国民の皆

ものを、なぜ区別し、重大な国と地方間の負担変

更を行うのか、大蔵大臣、自治大臣に明快な答弁

を求めます。

第四に、投資的経費については今後二年間の暫定措置として補助負担率カットが延長されることとされました。ただし、八七年度の補助負担率の引き下げ分については九一年度から復元するととされました。ただし、八七年度の補助負担率カットが中止されるのでしょうか。また、農業関係の基盤整備も随分とカットされています。農業の構造改善事業の推進のためにも自由化対策、基盤整備に対する補助を拡大すべきと考えますが、

どうぞ

行つてまいります。

したがつて、新税制実施円滑化推進本部を設置しておりますが、この五日間、精力的に適切なる指導、親切な相談、こういう立場で行政を進めております。また約束が破られるのではないか

といふ心配は当然であります。本当に二年間で

もに課せられた使命でございます。

しかし、基本的に消費税は国会における議論をしておりません。また約束が破られるのではないかといふ心配は当然であります。本当に二年間で

もに課せられた使命でございます。

経て創設されたものであります。凍結、延期などの考え方は全くありません。

次に、補助金カット法案の中身にお触れになりました。

確かに私は、消費税導入に際しまして、いわば税体系全体の中、あるいは歳出面において中和をしなきやならぬというようなことを申し上げてきました。

たることは事実でございます。

昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきました。生活保護、措置費等に係る補助負担率につきましては、今回改めて最近における財政状況、国と地方の機能分担、費用負担のあり方、これらを勘案しながら、他の分野の補助負担率とあわせて

体的、総合的に検討を十分行いまして、たばこと税を地方交付税の対象とする地方財源措置を講じながら、その見直しを行ってきたところでございます。御指摘のあったとともにその点でござります。

この補助負担率の取り扱いは国と地方の費用負担に係る問題でありまして、また、所要の地方財源措置を講じておるところからいたしまして、社会保障制度や行政サービスの水準そのものに何ら影響を与えるものではありません。社会保障制度の運営に支障をもたらすものではありません。なお、消費税導入をも踏まえまして、真に手を差し伸べるべき方々に対する施策につきましては、既に議論いたしました六十三年度補正予算、これらにおきまして、いわゆる臨時福祉特別給付金を支給し、平成元年度予算におきましても、生活扶助基準の適切な引き上げを行いますほか、老人、障害者に対する在宅福祉施策の充実などに細かな配慮を行つてまいります。

さて、次に法案の一括化の考え方にお触れになりました。

これは、私が大蔵大臣をしておりました昭和六十一年度の補助金特例法に盛り込まれたすべての措置につきまして、再度、一体的、総合的な見直しを行つた結果によるものであります。共通の性格を有するものであることから六十一年度の例に倣つて一括化をした、こういう中身でございました。

一括法の形式でお示しすることは、立法の趣旨を明らかにする上でも、また、その立法趣旨に基づいてとられる措置を総合的に把握する上でも適切と考えております。国会の審議権を制約するなどということは全く考へたこともございません。

いずれにせよ、法案の国会審議の問題は最終的には国会でお決めいただくことだと思います。政府として国会の審議権を制約するというような考

え方はさらさらないということは重ねて申し上げております。

次に、補助金カットとなること創生という角度からのお尋ねでございます。

以上で私からのお答えを終わります。(拍手)〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

地域づくりは地域の自主性、主体性をもとに推進されることが基本と考えます。したがつて、ふるさと創生の起爆剤となるよう、みずから考えみずから行う地域づくり事業につきまして地方交付税の措置を行つたわけでございます。これはもとより地方独自の財源である交付税の措置であります。

したがつて、補助負担率につきましてはこれはまた別の問題として、改めて、最近における財政状況、国、地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案して検討し、適切な見直しを行つたものでありますから、これとこれとの関係は別でござります。

次に、国と地方の間の権限移譲にお触れになりました。

国、地方を通じます行政の簡素効率化及び地方自治尊重の観点から、また多極分散型国土形成等の観点からも、住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体において処理できるように国、地方間の役割分担と費用負担のあり方について幅広く検討を行つべきだという考え方に基づきまして、先般の行革大綱、平成元年一月二十四日閣議決定でござります。これにおきましても、国と地方との関係等について行革審の審議を求めるながら幅広い見地からこの機能分担のあり方と費用負担について検討をいたします、などを決定したところでございます。本年内には行革審の答申をいただける

と申しますか、これは年金、医療費、福祉、これが大きな流れになつております。

そういう意味で、相対的に社会保障費の中で占める——まあ昔は救貧、防貧という角度で取り上げられたわけでございますが、生活保護の相対的のウエートは少し下がつてあるということ、それからもう一つは、やはり先ほど申しましたように、国と地方の財政状況とか機能分担ということを考えていきまして、この辺でもうそろそろ交付税の処理をやってそしてピリオドを打つた

らどうかということで、関係省庁の間で事務的に折衝の結果、そしてまた、編成のときに大臣折衝を経まして、まずこの辺であるうとすることに合意を見たところでございます。

それから義務教育費の負担率で、恩給と共済費用の取り扱いを別にしたのはどうかと、こういうことになります。

これもやはりいろいろ比較検討いたしました

のがあっても下げたものはございません。上げるものがあるたまではございません。そしてまた、たゞこの税を交付税の一つの対象にいたしているところでございます。したがつて、この問題は転嫁という問題ではないでございます。もちろん、地方財政におきましても今若干余裕ができるので、交付税特例の借入金の返済をしてしまったので、交付税特例の借入金の返済をしてしまったので、これは事実でございます。

それから第二のお話は、生活保護費について、国の負担義務を整理して七五%にしたのはどういうわけかと、こういうことでございます。

確かに生活保護の問題は、これは社会保障の一つの根幹をなすわけでございますが、これができることを期待しておりますので、一層積極的に進め

〔國務大臣坂野重信君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂野重信君) 大体總理大臣と大蔵大臣がお答えになりましたので、残つてある問題につきましてお答えいたしたいと思います。

自治体の消費税の転嫁問題でございますが、これは先ほどお答えしたとおりでございまして、私どもはこれからも引き続き指導を行つてまいりたいと思います。

また、地方財政は多額の借入金残高を抱えていることは御指摘のとおりでございまして、多様な財政需要の増大に対応する必要があり、このためには、いろいろ意見はございますが、私どもとしては地方財源の充実確保というものが何よりも大事だという観点に立つて物事を考えてまいりたいと思う次第でございます。

補助率カットの問題でいろいろ御指摘がございましたが、私どもはいろいろ、先ほど大蔵大臣がおっしゃいましたように、各省とも相談をしながらこの補助率カット問題についての対応をしたわけでござります。名目的な補助率の復元もさることながら、問題は地方の自主的な財源の確保ということが非常に大事でございますので、その辺を総合的な立場で踏まえて今回のような措置をとることにしたわけでございます。国庫負担率の暫定引き下げの措置は、御案内のとおりに国の厳しい財政事情や内需拡大の要請等を背景として行われてきたものでございますが、しかし、これに伴う地方財政への影響額に対しましては、御案内のとおりに地方交付税への加算あるいは地方債の増発等によつて補てんしてきたわけでございます。

特に、地方債の元利償還の相当部分については国が負担することとしておりまして、地方交付税についても、さつき話が出ましたように、たゞこ交付税等の一部を転用することによって地方財政の運営に支障がないようなどいふことを総合的に

考慮しながら所要の措置をとつたところでござい

ます。
なお、投資的経費の負担率の復元問題、まだ触れておりませんが投資的経費に係る補助負担率につきましては、平成三年度以降の補助負担率の取り扱いにつきましては関係省庁間で検討会を設置して総合的に検討を行つこととしておりますが、その際、御指摘のように、昭和六十二年度引き下げ分については平成三年度から復元することとしておるような次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○國務大臣(羽田孜君) 渋上議員の方から御質問がございましたまず農産物の自由化の問題でありますけれども、ガット並びに日米関係におきまして議論をした結果ぎりぎりの選択をしたものでござります。これらのそれぞれの農産物につきましては、地域におきましても、あるいは日本全体にとりましてやはり基本的なものであるというこ

とであります。これらその他の農産物につきましては、地域におきましても、あるいは日本全体にとりましてやはり基本的なものであるというこ

いというふうに考えております。いずれにいたしましても、私たちはこの推移をきちんと見守つて

いきたい、また支援していきたいと思います。

また、農業構造政策の推進を図るために、そ

の基盤的条件であります農業生産基盤の計画的な整備が肝要でございます。このため、平成元年度予算案をおきまして、国営事業の再編、見直し

など、その内容につきまして重点的な充実を図ることにいたしております。

以上でございます。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

以上であります。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

○副議長(瀬谷英行君) 太田淳夫君。

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整

理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に

対して質問を行うものであります。

昭和六十年度に国の財政悪化を理由として強行

した補助率一括引き下げは、地方自治体の強い反

対して質問を行つるものであります。

地方自治体の信頼を裏切り、完全復元はおろか、

一部については引き下げたままの低率で恒久化

し、他の一部についてはさらに二年間延長しよう

とするものであります。このことは、国と地方自

治体との間の信頼関係を損ない、国、地方自治体

との間の財政秩序を混乱に陥れるものであります。總

理の御所見を伺いたい。

周知のように、平成元年度の国の財政は、好況

を反映した税収の大幅な自然増収により、財政再

建の一周年目であります。

周知のように、平成元年度の国の財政は、好況

を反映した税収の大幅な自然増収により、財政再

建の一周年目であります。

新幹線の同時着工に象徴されるように、過去数年の歳出抑制の努力は水泡に帰する感さえ至してい

るのであります。補助率引き下げを始めた当時の国と財政事情や経済情勢とはさま変わりし、そ

れを必要とした根柢は全く失われているのであり

ます。にもかかわらず、多くの問題点の指摘を無

視して、あえて補助率引き下げたまま恒久化

し、あるいは再々延長しようとすることは一体いか

なる理由であります。しかし、総理及び大蔵大臣の

見解をお伺いしたい。

政府は、従来一貫して、補助率の変更に当たつ

ては事務の性格や国、地方自治体間の権限配分の

検討が前提だと主張してきました。ところが、今

回、生活保護費の補助率を引き下げ前の十分の八

に復元することなく、十分の七・五で恒久化しよ

うとしております。言うまでもなく、生活保護行

政は国の社会福祉行政の根幹であり、国、地方間

の権限配分を見直す余地は全くない事務であります。にもかかわらずこれを変更したのは政府の從

来の主張に全く背反するものであります。また、

恒久化に伴う自治体の負担増については恒久的な財源措置を講じたと言われておりますが、それは完全なものとはなっておりません。一体、この補助率の変更はどんな論理によるものでしようか。論理抜きの補助率変更は財政に対する国民の信頼さえ失わせるものではないでしょうか。臣、厚生大臣の見解を伺いたい。

また、公共事業については、事業量確保の要請とその補助率の総合的な検討の必要を理由に、さらに二年間の延長となつております。しかしながら、景気過熱さえ懸念される今日、事業量の単純な維持の是非については十分検討されたのでどうか。また、財投、N T T資金等の活用次第では、補助率復元が直ちに事業量の減少に連なるものでないことも明らかであります。この際、大臣及び建設大臣に二年間延長の明確な根拠をお伺いしたいのであります。

次に、本法案の構成についてお伺いいたします。
本法律案では社会保障、文教、公共事業などの
八省庁の所管に属する各法律四十七本を一括し
て、しかも一部は恒久化など一般財源化し、残り
は暫定措置を継続するという複雑な取り扱いをす
ることとしておりますが、このような性格の異な
る各法律を、しかも取り扱いを複雑にして一括改
正しようとする法案提出の方法は国会の審議権を
無視したものと言わざるを得ませんが、これにつ
いての總理並びに大蔵大臣の御所見を伺いたいの
であります。

ますが、老人福祉法等の負担率を二分の一にするなど、本来国がより多く負担すべきものについて恒久的に地方への負担肩がわりを強要していることは、国の責任を放棄したものと指摘せざるを得ません。老人福祉法等にかかるものも昭和五十九年度の水準に復帰すべきであると考えますが、自治、厚生両大臣の御所見を伺いたいのです。

次に、国及び地方財政への影響についてお伺いいたします。

本案による歳出節減額は、当然のことながら地方への負担増となるわけですが、このための地方自治体に対する財政金融上の措置についてどう対処するのか、自治大臣に伺いたいのであります。

また、政府は平成二年度に財政再建目標がほぼ達成されると公言しておりますが、国が五十七年度以降実施してきた特例的歳出削減による負担のツケは巨額に達し、今後の財政に重い負担となつてのしかることは必至であります。したがつて、赤字公債依存体質からの脱却の次なる財政再建目標を国民の前に明らかにすることが政府の責務であります。総理並びに大蔵大臣の御所見を伺いたい。あわせて、ツケ回しされた後年度負担に対する返済計画を明らかにしていただきたいのであります。

さて、総理はあると創生を提倡しておられます。その理念や政策体系はいまだ明らかではありませんが、生のいわゆる一億円事業などから判断すると、地方が知恵を出し、中央が支援する仕組みをつくろうとされているようであります。もしそななら、その仕組みを動かすためには、ふるさ

とに近い地方自治体の権限と財源が強化されなければなりません。今回の補助率を引き下げたままの恒久化や再々延長は、ふるさと創生と地方自治体の権限や財源が強化されるものではありません。今回の措置は総理の言うふるさと創生に対立するものではないでしょうか。総理の御所見を伺いたいのであります。

この機会に、消費税をめぐる地方自治体の反発について伺います。

〔國務大臣竹下登君〕 拍手
○國務大臣（竹下登君） まず最初は、補助率引き下げへの所見をお尋ねになりました。
昭和六十三年度まで暫定措置が講ぜられてまいりました事業に係る補助負担率につきましては、前にも申し上げたことがございますが、最近における財政状況 国と地方の機能分担、費用負担のあり方、これらを踏まえて改めて検討を行いまして、国、地方の財政関係の安定化に配慮しながら適切な見直しを行つたと、こういうことでござります。
今回の見直しは、たゞこの税の二五%を新たに地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じつつ行うものでありますて、地方公共団体の自主性、自律性についても配意をしてきたところでござります。
それから法案一括化の考え方。この問題は、六十一年度の補助金特例法に盛り込まれたすべての措置について、再度一體的、総合的な見直しを行つた結果によるものでござります。共通の性格を有するものでありますことから、六十一年度の

例に倣って一括化をしたということをございま
す。一括法の形式でお示しすることは、立法の趣旨
を明らかにする上でも、またその立法趣旨に基づ
いてとられた措置を総合的に把握する上でも適切
であると考えております。したがって、もとより
国会の審議権を制約するなどということは全く考
えておりません。

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手

○國務大臣(竹下登君) まず最初は、補助率引き下げへの所見をお尋ねになりました。

昭和六十三年度まで暫定措置が講ぜられてまいりました事業に係る補助負担率につきましては、

前にも申し上げたことがあります、最近にお

ける財政状況、国と地方の機能分担、費用負担のあり方、これらを踏まえて改めて検討を行いまし

て、國、地方の財政關係の安定化に配慮しながら適切な見直しを行つた。こうしたことによって、

近セガ見面しを行なふ事に付けておきます。

今回の見直しは、たゞご税の二五%を新たに地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じつつ

行うものでありますて、地方公共団体の自主性、

自律性は、とても配意をしてきたところなんですね。

それから法案一括化の考え方。この問題は、六
十一年度の補助金特例法に盛り込まれたすべての

措置について、再度一体的、総合的な見直しを

行つた結果によるものでござります。共通の性格を有するものでありますことから、六十一年度の

例に倣つて一括化をしたといふことでもないま
で。

一括法の形式でお示しすることは、立法の趣旨す

を明らかにする上でも、またその立法趣旨に基づいて、これらの措置を総合的に把握する上でも直効

であると考えております。したがつて、あとより

国会の審議権を制約するなどということは全く考
えておりません。

さらに、財政再建目標、これにお触れになりま

した。

平成元年三月二十七日 参議院会議録第七号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(趣旨説明)

いう目標に向けて最大限の努力を払う、これは喫緊の課題であります。そして、その平成二年度に脱却が達成されたとしましても、財政の対応力の回復を図ることはこれは引き続き緊要な課題であります。そういうことを考えて、特例公債依存体質から脱却した後の財政運営につきましては、各方面の意見を聞いて、それを十分参考にしながら今後鋭意勉強を進めてまいりたい所存でございます。

なお、現状において、財政支出の繰り延べや定率繰り入れの停止等がなお継続されておるということから見ましても、財政再建努力はそれこそ継続していく必要のあることは言うをまたないところでございます。

それから最後にお話しになりました消費税の実施延期問題でござります。

それこそ、これから残された五日間でございます。四月一日からは執行されるわけであります。その間に、一生懸命推進本部のフル回転をいたしまして、国民の皆様方の理解と協力を求める努力をいたしております。そしてその後にもなお親切な相談、適切な行政指導等を続けることによりまして、国民の暮らしの中に定着していきますよう引き続き努力を行っていかなければならぬと思っておるところであります。

そして、議員修正等でございます。こうした問題につきましても十分その趣旨を踏まえて、これが後世代、大型減税とともに税制改革をしてよかつたと言われることに確信を持ちながら努力を続けてまいりますので、これを撤廃する考え方など全くございません。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山達雄君) 私に対する質問は、公共事業費の補助率を二年間なぜ据え置いたのかと

これは、今後の財政を見通しますと、やはり二年間ぐらいいは厳しい財政運営を迫られると思います。それから公共事業について事業量の確保といふのは引き続きやはり大事なことである。こういうふうに考えまして、二年間据え置くということにいたしたわけでございます。

それから赤字公債脱却後の財政再建目標と、あわせて繰り延べされた後年度負担、これの返済計画をどうするのだということでございますが、一番大きな厚生年金の繰り延べでございますが、これは赤字公債を脱却した後ににおける極力速やかに返済に入るべきものである、繰り戻しをすべきものである、このように考へていてござります。それから住宅金融公庫の利子の繰り延べでございますが、これは法律の規定に従つて適正に運営してまいりたいことになります。

それから健康保険の繰り延べでございますが、これは事業の運営に支障を来すようなことがあれば直ちに繰り入れなくてはならぬ、このようにそれとの繰り延べの対象の性質の違いによりましてそれが適正に運営してまいりたい所存でございます。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣坂野重信君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂野重信君) 第一問は、生活保護の問題でございます。

厚生大臣からまた詳しく述べがあると思いま

の三で恒久化することにいたしましたけれども、地方団体の財政運営等については支障を來さない

て今後も指導してまいりたいと思う次第でござります。

また、いろいろ制裁措置とかなんかお話を出ておりますが、私どもいたしましては、地方財政

というものは多額の借入金残高というものを抱えておりますし、多様な財政需要の増大に対処するために地方財源の充実というものが何よりも大事である、そのためには地方交付税の活用というものを十分考えていかなければならぬと思っております。(拍手)

〔國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 初めに、生活保護の補助率変更についてでございますが、生活保護につきましては、戦後の制度創設時に比べ社会保障におけるその役割が相対的に変化していること

や、国と地方の財政状況も変化していること、また生活保護制度についての国の責任にかんがみ、その補助率は一般的の補助率の体系の中で最高水準に位置づけられる必要があること等の諸点踏まえ、補助率の全般的な見直しの中で今回四分の三で恒久化を図ることとしたのです。

なお、地方の行財政運営に支障が生じないよう所要の恒久財源措置を講じることとされており、生活保護の円滑な実施が確保されるものと考えております。

次に、老人福祉法等の負担率の復元についてですが、補助率は、補助金問題検討会の報告にあるように、国として当該行政にかかる関与の度合いやその実施を確保しようとする関心の強さ等を総合的に勘案して決められるべきものであります。社会福祉施設についても、昭和六十一年度において、入所措置事務を地方自治体の自主性、自

養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所者は年々増加してきている一方で、国の老人保護措置費は十分の八から十分の七、そして十分の五へと削減され、一人当たりの措置費は一九八四年には千三百七十一円であったものが、八七年には九百三十六円へと激減しています。その結果、特別養護老人ホームにおける入所者からの徴収金は一ヵ月十六万円にも上っています。

さらに、保育所運営も大変です。この十年間を見ると保育料国庫負担と父母負担の割合は完全に逆転し、父母負担は国の負担の実に倍以上になっています。一九七九年、国庫負担四八%、地方負担二二%、父母負担が四〇%でありました。ところが、十年後の八八年には、国二四%、父母五一%と逆転し、地方負担も二四%と倍増しています。この高い保育料と、入所基準を厳しくしたことで、保育内容を抑え込んできたことが、保育所入所を希望しながらベビーホテルなどにしか行けない子供をふやしてしまった。これが定員割れ問題を引き起し、八四年から八七年の四カ年に百一カ所の保育所が廃止されるという事態を生み出しました。

総理並びに厚生大臣、これでもあなた方は国民生活に影響ないと強弁されるのですか。明確にしていただきたい。

第四に、国の補助金等の削減が子供の教育に冷たい仕打ちを加えたことがあります。

この五年間に教育費の補助金削減は五千五百億円にも達し、そのほかに教材費の国庫負担廃止による影響額は七百五億円に上っています。実際、学校給食の補助金削減、四十人学級の凍結や抑制措置、私学助成の抑制、教員の身分保障のた

めの共済年金・恩給の補助金削減など、枚挙にいとまがありません。しかも、教育基本法の理念に反する教科書無償制度の廃止をもやろうとしているではありませんか。

教育の補助金を直ちにもどに戻し、さらに充実させることこそやるべきであります。総理と文部大臣の答弁を求めます。

以上述べてまいりましたように、政府は軍事費拡大の一方で福祉、教育など国民生活にかかる予算を無慈悲に切り捨ててきたのであります。從来からアメリカは、日本を含む同盟国に対して、軍事費の財源は社会保障分野こそその源であると言つてまいりましたが、まさにそれを地でいつているのがこの法案であります。国会の審議をないがしるにする一括処理方式で出してきた本法案を撤回し、福祉や教育など国民生活にかかる援助金を完全にもとに戻すことを重ねて要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) まず最初は、忍の一字しか考えないのか、こういうことでござります。現下の政治不信に対するみずから責任を痛感して、それを避けて通ることのできない政権政党の立場でございます。今後とも謙虚に、心を新たにして、よりよきあすをつくるための努力をすることが責任のとり方であると考えております。

次に、大阪で行われる政治資金集めのペー

さて、具体的な問題、補助金カットの問題でございます。

六十三年度まで暫定措置が講ぜられてきました事業に係る補助負担率につきましては、最近における財政状況、国と地方の機能分担、費用負担のあり方、これらを踏まえて検討を行った結果、国、地方の財政関係の安定化に配慮して措置したものであるというふうにお考えいただきたいと思

います。

地方財政につきましては、その円滑な運営に支

障のないよう從来から配慮しておることは当然の

ことであります。たばこ税を地方交付税の対象と

する等の財源措置もその一つでございます。

福祉関係の補助金カットの問題でござります。

福社関係の補助金カットによる地方住民への負担の転嫁という御指摘でございます。

第二番目の、補助金カットによる地方住民への

負担の転嫁といふ御指摘でございます。

地方財政への影響の問題でございますが、今後

の国庫補助負担率の取り扱いにつきましては、

さき總理からお話をありましたように、國の

たばこ税の二五%を地方交付税にするなど、國か

ら地方への恒久財源の譲渡による地方一般財源の

充実を図りつつ、総合的な見地から国庫補助負

率の見直しを行うこととしたわけでございます。

そういう立場からいいますと、むしろ地方一般

財源の充実がこれによって図られるような結果になつたわけでございまして、地方財政の運営に支

障がないように今後措置してまいりたいと思って

いるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(坂野重信君) 私に対する御質問は二

辅助率恒久化の考え方でございます。

まず、今回の補助負担率の取り扱いについてであります。補助負担率の復元、地方交付税対象税目拡大等地方一般財源の充実を行つた場合の見地から国庫補助負担率の見直しを行つたわけでございまして、これによつて国と地方との安定的な財政関係を確立するという観点に立つて本法律案を提出いたしまして、国会の御審議をお受けしたいところでございます。

さて、具体的な問題、補助金カットの問題でござります。

まず、今回の補助負担率の取り扱いについてで

あります。

六十三年度まで暫定措置が講ぜられてきました

事業に係る補助負担率につきましては、最近にお

ける財政状況、国と地方の機能分担、費用負担の

あり方、これらを踏まえて検討を行つた結果、

国、地方の財政関係の安定化に配慮して措置した

ものであるというふうにお考えいただきたいと思

います。

地方財政につきましては、その円滑な運営に支

障のないよう從来から配慮しておることは当然の

ことであります。たばこ税を地方交付税の対象と

する等の財源措置もその一つでございます。

福祉関係の補助金カットの問題でござります。

福社関係の補助金カットによる地方住民への

負担の転嫁といふ御指摘でございます。

地方財政への影響の問題でございますが、今後

の国庫補助負担率の取り扱いにつきましては、

さき總理からお話をありましたように、國の

たばこ税の二五%を地方交付税にするなど、國か

ら地方への恒久財源の譲渡による地方一般財源の

充実を図りつつ、総合的な見地から国庫補助負

率の見直しを行うこととしたわけでございます。

そういう立場からいいますと、むしろ地方一般

財源の充実がこれによって図られるような結果になつたわけでございまして、地方財政の運営に支

障がないように今後措置してまいりたいと思って

いるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(坂野重信君) 私に対する御質問は二

点ございます。

それから総辞職、解散して国民の信を問えと。

たびたび申し上げますように、総辞職、解散とい

う考えは持つておりません。

○國務大臣(坂野重信君) 私に対する御質問は二

点ございます。

○國務大臣(小此木彦三郎君) お答えいたしま

す。

たびたび申し上げますが、立ちおくれた社会資

本の整備を着実に進めるとともに内需主導型経

成長の定着等を図るために、公共事業の積極的

な推進がぜひとも必要でございます。他方、國の

厳しい財政事情を踏まえますと、社会資本整備の

要請に的確にこたえていくためには公共事業の事業費を確保することが不可欠でございます。国庫補助率等の取り扱いに当たりまして、事業費確保の観点に十分留意しながら適切に対応する必要があるのです。

このため、公共事業に係る補助率等につきましては、建設省といたしましても、財政再建期間が平成二年度までとされていること等を考慮いたしまして、同年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されている補助率等のままとすることもやむを得ないと判断したものでございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 私に対する質問は福祉関係の補助金カットについてですが、先ほど総理の答弁で尽きていたると思いますので、私からつけ加えるのはございません。(拍手)

〔國務大臣西園武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(西園武夫君) お答え申し上げます。

義務教育費国庫負担金に係る共済年金及び恩給等に要する経費につきましては、昭和六十一年度から六十三年度までの三年間、補助率の引き下げを行つてきましたところでございます。こうした措置をとりましても、共済年金及び恩給等の支給水準は地方公務員等共済組合法等により定められており、影響が生ずることはなく、また、これに伴う地方財政への影響については所要の地方財政対策を講じてまいりました。今回も同様の措置を講ずることとしており、教育現場に影響はないものと考えます。

公立学校施設整備費補助金につきましても、これまで、二分の一を超える高率補助等について補

助率等の引き下げを行つてまいりました。この措置に伴う地方負担額の増分については全額臨時財政特別債の対象とし、その元利償還費については地方交付税で措置してきたところでございます。

このため、公共事業に係る補助率等につきましては、建設省といたしましても、財政再建期間が平成二年度までとされていること等を考慮いたしまして、同年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されている補助率等のままとすることもやむを得ないと判断したものでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 小西博行君。

〔小西博行君登壇、拍手〕

○小西博行君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案のありました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特別法等に関する法律案について、竹下總理並びに大蔵大臣に質問を行うものであります。

我が党は、抜本税制改革については生活先進国づくりの重要な柱と位置づけ、国民の合意のもとに正しい手順に従つて行うよう、再三にわたつて主張してまいりました。すなわち、第一段階として所得税等直接税の大額減税を進め、不公平税制の抜本改革を実現し、その上で行政改革、高齢化・福祉ビジョンを策定すること、そしてその後に国民の合意を十分得た上で間接税の改革を進めるという二段階の改革手順を提唱いたしました。

しかし竹下内閣は、我々の強い反対にもかかわらず、消費税導入を柱とした税制改革関連法の成立を強行いたしました。これは国民世論を裏切らざり、我が国の経済・社会に大きな禍根を残したものであり、断じて容認できるものではありません。とりわけ、新たな大衆増税が課せられるといふのを求めております。

うのに、当の行政はみずから汗をかかず、行政改革を棚上げしていることに国民は大きな憤りを感じております。

我が党は、これまで行政改革の先頭に立つて政策も同様の措置を講ずることいたしており、施設整備に支障が生ずるということはないと考えております。

今回も同様の措置を講ずることいたしております。しかししながら、行政改革はまだ道半ばであり、政府・自民党が進めてきた改革は、国鉄等三公社を除き、ほとんど成果が上がっております。依然として財政のつじつまで真に必要な福祉が後退し、中央官僚主導型の行政機構にも抜本的なメスが入っていない状況であります。

竹下内閣は、昭和六十一年度から行われてきた国庫補助負担金の削減措置を恒久化し、地方へのツケ回しを制度化しようとしておりますが、これは革精神を踏みにじるものであるとの批判を免れることではあります。国庫補助負担金の削減措置は国の財政負担を軽減するための便益としかとれないのですが、総理の御見解を伺います。

また、消費税率を容易に引き上げないためにも、中長期的な財政計画を明確に示すべきです。まず、既に役割を終えたものを中心に補助金を大幅に削減するほか、類似補助金の整理統合などにより、補助金行政全般にわたって根本的に見直すことが不可欠であります。さらに、地方出先機関の非現業部門の原則廃止、中央省庁の再編合などが必要であります。以上の内容を盛り込んだ行政改革五ヵ年計画を策定するよう強く求めます。

ささらに、行政改革と並行して、財政再建についても総合的な計画を作成すべきであります。政府・自民党では、一九九〇年度の赤字国債脱却について日途がついたと主張し、それ以後の財政再建には積極的に取り組もうという姿勢が見られます。政府保有の莫大な土地や株式資産の売却計画を盛り込んだ新たな財政再建計画を早急に策定されることを竹下總理及び大蔵大臣に約束していただきたいのであります。

さらに、行政改革や財政再建に消費税率の歯どめの措置をどう織り込むのか。この点については、国民の不安にこたえる意味からも、具体的に示していただきたいのであります。

次に、このたびの法案について数点にわたり具体にお尋ねいたします。

昭和六十一年度から行われてきた国庫補助負担率の削減措置は、地方公共団体の国に対する不満と不信を増大させてまいりました。地方六団体が国に対し、五十九年度水準への補助率の復元を繰り返し要望してまいったことは総理もよく御存じのとおりであります。今回、国庫補助負担率の取り扱いについて、恒久化するものと暫定措置を継続するもの、また恒久化する場合にあっても、完全に復元するものと一部復元するもの、一般財源に振りかえるものなど、さまざまに対応が分かれています。我々はすべての補助率を五十九年度水準に戻すべきだと考へておるのですが、政府はなぜ事業ごとに異なる対応をとられているのか。今回の国庫補助負担率の取り扱いの基本的考え方について大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

官 報 (号 外)

政府はまた、生活保護等について、本来昭和五十九年水準の十分の八にすべきところを十分の七・五といったしております。

衛生知のとおり憲法第二十五条には国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しております。社会保障の根幹である生活保護については本来国がその全額を負担すべきでは

のであります。

また、聞くところによれば、予算編成の過程において、十分の八を主張する自治省と十分の七を主張する大蔵省との綱引きの結果、妥協の産物として十分の七・五に落ちついたとのことであります。国的重要な施策である生活保護負担率の水準がこのような形で決められることがあってはならないと考えるのであります。が、大蔵大臣からその経緯を説明いただきたいのであります。

この活用策の中身を見ますと、経営経費について、内容は十分とは言えないまでも、それなりの手当でが講じられております。しかし、投資的経費につきましては、引き続き今後二年間補助率カットを続けるということであります。その理由は何なのか。また、暫定期間終了後の取り扱いについては、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討が行われることになっておりますが、そ

の負担が大きくなり、それを平成三年度から復元するという政府の約束に間違はないのか。以上三点について総理から明確なる答弁をお願いしたいのであります。

金こそ一般財源化すべきものであります。地方公社団体は、事業費補助を獲得するための陳情に始まり、申請から交付に至るまで膨大な事務手続と出費を迫られております。事業の具体的な中身や細かい箇所づけまで中央省庁の判断にゆだねられ、地方の自主性や独自性を大きく阻害するものと言わなければなりません。

この際、公共事業関係の補助金を一般財源として地方に一括交付し、地域の実情に即した町づくりを地域が自主的に行える体制を整備する必要があります。これは竹下総理の言われるふるさとづくりにも資するものであります。検討会を設置するのであれば、この点についても十分御検討いただきたいと考えますが、総理の御所見を最後にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず最初のお尋ねは、補助金カットの恒久化と行革に関する問題でございました。

昭和六十二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助負担率につきましては、最近における財政状況、国と地方の機能分担、費用負担のあり方、これを踏まえて改めて検討を行って、そうしてたばこ税等を新たに地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じて見直しを行ってきたものでございます。

しかしながら、今おっしゃいますように、行政改革というのは、これはいささかも後退してはならないものでござります。そこで、貴党からかねていろいろ御鞭撻をいただいておりますが、具体的に行革五ヵ年計画を策定すべきだと、こういう御意見もございました。

内する法律案(趣旨説明)

しかしながら、どのような時期にどのような内容の改革を実施するか、これはそのときときの経済社会情勢を踏まえまして、毎年毎年の予算編成過程等において最大限の努力をした結果として決まるものであります。将来にわたる具体的方策を纏り込んだ財政改革の計画をお示しするというのは、いつも申し上げますように、非常に難しい問題であると言わざるを得ません。

なお、特例公債依存体質から脱却した後財政運営をどうするか、こういうことにつきましては、

各方面的御意見を参考にしながら今後鋭意検討すべき課題であるといふふうに考えております。

それから生活保護の国庫負担の問題にお触れになりました。

生活保護は国民の生存権保障の最後のよりどころであることは、二三の事実によって示す。

るである。これは基本的な考え方でございます。同時に、地方公共団体も、地域住民の福祉に責任

を有する。その観点から費用の一部負担をしていいただこうと。したがつて、国がその費用の全額を賄

うべきものであるとは限りません。昭和二十一年以来のいろいろな議論を読んでみましても、五割

の上に手を貸しました。あるいは全額の上に手を貸しました。あるいは全額の

さいました。それより総合的な半蔵など、て
今次の補助率を決定いたしたものでござります。

さらに、投資的経費、あるいは暫定期間後の検討の具体的スケジュール、それから平成三年度か

ら復元するという約束というような三点の御質問がございました。

公共事業に係る補助率等につきましては、平成二十三年度三月三日付第23号令(平成二十三年三月三日付)によります。

二年度までの暫定措置として、昭和六十三年度は適用されておる補助率を、これと同じものを継続

していく。これは、最近におきます財政状況及び

公共事業の事業費確保、この要請に当面基本的な変化はないと考えられることから、平成二年一度までは暫定措置として現行補助率を適用する、こうしたわけです。

暫定期間終了後の取り扱いにつきましては、今後引き続き検討することとして、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討を行うこととしております。この検討会の具体的な運営等について

は、今般の国会の御議論等を踏まえて、今後関係省庁間で協議していく。今までいろいろな手法がありましたら、やはり国会での議論というのを参考にして検討会の運営に資したい、このように思っております。

この検討を行う場合、昭和六十二年度引き下げ分については、平成二年一度から昭和六十一年度の補助率等の水準に復元するものとしているところです。

それからいつもの貴党からの御提言でございま

すが、公共事業費の補助金を一般財源として地方に一括交付するというこの御提言でござります。

補助金の交付に当たりましては、従来から採択基準の改定、零細補助金の整理合理化等によりまして効率的、効果的な執行に努めているところでございます。

公共事業関係の補助金を地方に一括交付するという考え方については、国と地方との役割分担の基本にかかる問題でありますと同時に、全国的な観点からの公共施設の整備等、政策遂行の上で補助金の重要な機能を損なうおそれがあるといふことなどございますので、やはりみずから考えるところづくりを今度は中央政府がこれをサポー

か、このように考えておるところでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山達雄君) ただいまの御質問のうち私が補足すべき問題は、今度の補助金の整理の

基本的な考え方はどうなっているのかと、これだけを御説明すべきかと思ひます。

先ほどお話し申しましたように、国、地方の財政状況、あるいは機能分担それから費用負担のあり方、こういったものを基本にして六十年、六十一年、統いて六十三年と改正してまいりました補助率をこの際一括的に処理しようというものでございます。その場合に、できるだけ恒久化措置をとりたいというのが一つでござります。そして、それにあわせてたばこ税の交付税を二十五%つづてそれで恒久化に対応しようじゃないかといふことでござります。

それからもう一つは、もちろんのことでございま

すが、その経費の性質に応じまして総合的に考

えていくということ、それを取り扱いを別にし

ましては、先ほど申しましたように、やはり内需拡大という要請、それからして事業費をなかなか減らせないと、それから財政状況は引き続きやはり厳しいであろうということからいた

しまして二年間の延長をした、こういうことでござります。

以上でござります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 地方自治法第百

五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長前島英三郎君。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めるの

件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年三月二十三日

社会労働委員長 前島英三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるものであり、おむね妥当な措置と認める。

以上でござります。

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

名 称	位 置	管 輄 区 域
中央労働基準監督署	東京都千代田区	東京都のうち中央区、千代田区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島本村、神津島村、三宅村、御藏島村及び青ヶ島村

一、費用

本件施行に要する経費として、昭和六十三年度労働保険特別会計予算の労災勘定に約一億四千六百万円が、平成元年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約六億五千五百万円がそれぞれ計上されている。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めるの

件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めるの

件

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

平成元年二月二十一日

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定

所及びその出張所の設置等に關し承認を求

めるの件

労働省設置法第六条、第八条及び第十条、労働基準法第九十七条並びに職業安定法第八条の規定により、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要があるので、別紙のとおりその設置等について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

官報(号外)

新宿労働基準監督署	東京都新宿区	東京都のうち新宿区、中野区及び杉並区
豊田労働基準監督署	豊田市	豊田市西加茂郡(東加茂郡(岡崎労働基準監督署の管轄区域を除く)北設楽郡のうち稻武町
岡崎労働基準監督署	岡崎市	岡崎市西尾市、額田郡東加茂郡のうち下山村
豊橋労働基準監督署	豊橋市	豊橋市(豊田市西加茂郡(東加茂郡(岡崎労働基準監督署の管轄区域を除く)北設楽郡のうち稻武町
大阪中央労働基準監督署	大阪市	大阪市(豊橋市(豊川市新城市蒲郡市北設楽郡(豊田市西加茂郡(東加茂郡(岡崎労働基準監督署の管轄区域を除く)北設楽郡のうち稻武町
北大阪労働基準監督署	門真市	門真市(豊川市新城市蒲郡市北設楽郡(豊田市西加茂郡(東加茂郡(岡崎労働基準監督署の管轄区域を除く)北設楽郡のうち稻武町
二 公共職業安定所及びその出張所	大阪市	大阪市(うち中央区、天王寺区、浪速区、東成区)生野区及び城東区
府中公共職業安定所	府中市	府中市(大阪市(うち中央区、天王寺区、浪速区、東成区)生野区及び城東区)
梅田公共職業安定所	大阪市	大阪市(うち中央区、天王寺区、浪速区、東成区)生野区及び城東区
倉敷中央公共職業安定所	倉敷市	倉敷市(児島及び玉島公共職業安定所の管轄区域を除く)総社市、都窪郡吉備郡
総社出張所	総社市	倉敷市(児島及び玉島公共職業安定所の管轄区域を除く)総社市、都窪郡吉備郡
三 公共職業安定所の出張所	松任市	倉敷市(児島及び玉島公共職業安定所の管轄区域を除く)総社市、都窪郡吉備郡

〔前島英三郎君登壇、拍手〕

○前島英三郎君 ただいま議題となりました承認事件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業

安定所及びその出張所の設置等を行うことについて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、労働行政における基本的姿勢、行政サービス水準の確保等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑終了し、採決を行いましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議員
及川順郎君
勝木健司君
刈田貞子君
橋本孝一郎君
青木茂君
中野鉄造君
林抜山映子君
馬場富君
山田勇君
鶴岡洋君
飯田忠雄君
柳澤鍊造君
寛子君

副議長
片上公人君
平野清君
猪熊重二君
木本平八郎君
太田淳大君
小西博行君
塙出啓典君
広中和歌子君
林健太郎君
峯山昭範君
和田教美君
三治重信君
明君

土屋義彦君
瀬谷英行君

議員
及川順郎君
勝木健司君
刈田貞子君
橋本孝一郎君
青木茂君
中野鉄造君
林抜山映子君
馬場富君
山田勇君
鶴岡洋君
飯田忠雄君
柳澤鍊造君
寛子君

副議長
片上公人君
平野清君
猪熊重二君
木本平八郎君
太田淳大君
小西博行君
塙出啓典君
広中和歌子君
林健太郎君
峯山昭範君
和田教美君
三治重信君
明君

土屋義彦君
瀬谷英行君

議員
高桑栄松君
関嘉彦君
遠藤政夫君
多田忠雄君
伏見康治君
田渕哲也君
熊谷太三郎君
西川潔君
石井一二君
下村泰君
佐藤謙一郎君
松岡満壽男君
石井道子君
青木幹雄君
海江田鶴造君
井上孝君
堀江正夫君
最上進君
大河原太一郎君
井上裕君
堀内俊夫君
亀長友義君
鷗崎均君
木村睦男君
石本茂君
井上吉夫君
寺内弘子君
出口廣光君
宮島滉君
野沢太三君
小野清子君

議員
栗林卓司君
北修二君
三木忠雄君
高木健太郎君
藤井恒男君
田中正巳君
青島幸男君
陣内孝雄君
工藤万砂美君
喜屋武眞榮君
前島英三郎君
矢野俊比古君
守住有信君
志村哲良君
岡野裕君
森田重郎君
高木正明君
眞鍋賢二君
高平公友君
後藤正夫君
佐々木満君
長谷川信君
加藤武徳君
服部安司君
長田裕二君
梶木又三君
添田増太郎君
水谷力君
二木秀夫君
松浦孝治君
永野茂門君
上杉光弘君

平成元年三月二十七日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十三年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十三年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成元年度総予算の審査に資するため

第一班 初村滝一郎 岩本 政光
野沢 太三 近藤 忠孝
勝木 健司
第二班 青木 幹雄 遠藤 要
田沢 智治 対馬 孝且

一、派遣地
第一班 長崎県 熊本県
第二班 愛媛県 香川県

一、期間 両班とも三月十三日から同月十五日まで三日間

一、費用 概算九五五、七〇〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第八百八十二条により承認を求めます。

平成元年三月七日 予算委員長 初村滝一郎
参議院議長 十屋 義彦殿

同日本院は、裁判官訴追委員中西一郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

堀内 桜夫君 同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

堀内 桜夫君

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨内閣に通知した。

吉岡 恵一君

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

吉岡 恵一君

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨内閣に通知した。

吉岡 恵一君

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

及び同予備委員を左記のとおり指名したことと内閣に通知した旨の通知書を受領した。

金保君提出

去る十日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(閣法第四二号)

農林水産委員会に付託

予算委員会に付託

平野 清君

青木 茂君

日米防衛特許協定等に関する質問主意書(丸谷)

及び同予備委員を左記のとおり指名したことと内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

法例の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

法務委員会に付託

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(閣法第四二号)

法務委員会に付託

予算委員会に付託

平野 清君

青木 茂君

日米防衛特許協定等に関する質問主意書(丸谷)

及び同予備委員を左記のとおり指名したことと内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

法務委員会に付託

予算委員会に付託

坪井 一宇君

林 健太郎君

大蔵委員会に付託

二木 秀大君

運輸委員会に付託

坪井 一宇君

大蔵委員会に付託

二木 秀大君

運輸委員会に付託

二木 秀大君

予算委員会に付託

二木 秀大君

大蔵委員会に付託

二木 秀大君

運輸委員会に付託

二木 秀大君

予算委員会に付託

二木 秀大君

大蔵委員会に付託

二木 秀大君

運輸委員会に付託

二木 秀大君

大蔵委員会に付託

二木 秀大君</p

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

戦傷病者・義理者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

同日議長は、次の内閣提出案を建設委員会に付託した。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日議長から次の報告書が提出された。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求める件

(閣承認第一号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日 勤務地

通商産業大臣官房審議官 田辺 俊彦 付臣官房 平元三・三〇
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次者を第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業大臣官房審議官横田捷宏君(同日議長承認)を第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員会に付託する二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を付託した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求める件(閣案第七号)

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

法務委員会に付託

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

外務委員会に付託

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

文教委員会に付託

國立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

文教委員会に付託

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

商工委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)

逓信委員会に付託

奄美群島振興開拓特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

建設委員会に付託

原子力損害賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

科学技術特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力を目的とするアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求める件(閣案第六号)

農用地利用増進法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案（閣法第五八号）
電波法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）
農林水産委員会に付託
通信委員会に付託
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
環境特別委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第二号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員菅野久光君提出元陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

（近く辞任予定の小玉正任の後任）

海老原義彦

同日内閣から、左記の者を中心更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

参議院議長 土屋 義彦殿

佐藤 昭夫

海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成元年二月二十二日

一 海上自衛隊は、舞鶴市に対潜ヘリコプター基地を建設するため調査費を来年度予算案に計上している。そこで、このへリコプター基地建設に必要な予算と面積、対潜ヘリコプターの配備計画を明らかにされたい。
二 このへリコプター基地の任務は何か。また、米軍は一切使用することはないのか、明らかにされたい。

海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問主意書
海上自衛隊舞鶴基地等に対する質問主意書
一 搭載の護衛艦配備に伴うヘリ基地建設設計画を発表するとともに、来年度予算案においては調査

（四月一日任期満了の本明寛の後任）
内山喜久雄

（四月十九日任期満了の村本周三の後任）
記

草場 敏郎

黄百万円、また舞鶴港の出入口にある経ヶ岬（丹後町）のレーダー改修費五十八億円を計上した。
さらに、一月には三千トン級のヘリ搭載護衛艦

「みねゆき」を配備し、来年度には同様にヘリ搭載護衛艦「はまゆき」を配備する計画と言われ、これに任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

米国はわが国に対して、「急速に増大する国力と影響力に見合った一層の共通防衛のための分担を求める」（千九百九十九会計年度国防報告）とともに、政府は「日米協力、責任分担」を唱え、昨年八月、横須賀を核トマホーク積載艦である巡洋艦、駆逐艦の母港に提供した。

こうした中で、舞鶴基地の位置づけが、米国並びに海上自衛隊にとってますます重要なものとなることは必至である。
このような海上自衛隊舞鶴基地に関して、以下質問したい。

裁判官彈劾裁判所裁判員 渡辺 栄一君（亀岡高夫君死去につきその補欠）
基づく地方財政の状況の報告を受領した。

同日衆議院事務総長から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

八月、横須賀を核トマホーク積載艦である巡洋艦、駆逐艦の母港に提供した。

また、米軍は一切使用することはないのか、明らかにされたい。

同日衆議院事務総長から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

また、海上自衛隊舞鶴基地へのヘリ基地建設計画との関連はどうか。

四 過去六年間に、舞鶴軍港に寄港した米艦船の状況はどのようなものであったか。寄港期間、艦船名、艦種、寄港目的を明らかにされたい。
また、舞鶴寄港米艦船のうち、核兵器積載可能艦船名を明らかにされたい。

五 舞鶴を定期港とする海上自衛隊の艦艇について、（一）すべての艦名、（二）そのトン数、（三）今後の配備予定艦を明らかにされたい。

また、この六年間に舞鶴を定期港とする艦艇が参加した日米共同演習の状況はどのようなものであったか。

六 （一）その演習名、（二）演習期間、（三）参加艦艇名（日米双方）を明らかにされたい。

十一月二十四日の記者会見）。しかし、この地域は旧軍港市転換法に基づいた適用地域である。千九百五十年に制定された旧軍港市転換法について、舞鶴市民は、その賛否を問う住民投票で「軍依存の都市から転換して、平和産業港

（四）発動機（馬力と数）、（五）航行距離、（六）最高速度、（七）ミサイルなどの火力装備、（八）乗員数を明らかにされたい。

三 経ヶ岬のレーダーについて、防衛庁は来年度予算案で改修する予定だが、レーダーの機能をどのように強化するのか。

（一）新たに導入するレーダーの機種、（二）カバー範囲、（三）機能の内容、特に従来の機種とは異なる新たな新たな特徴について、具体的に明らかにされたい。

官 報 (号 外)

湾都市として永久に発展する」ことを決めた。よつて、この雁又地区への建設は、この法の趣旨に反するものと言えるのではないか。

また、舞鶴基地は、日米共同作戦強化体制のもとで、米国が行う対ソ戦の重要な基地として強化され、舞鶴市民はもとより京都府民をも核戦場化の危険に巻き込むものである。よつて、海上自衛隊による対潜ヘリコプター基地建設計画は、中止すべきではないか。

以上の二点について、政府の見解を明らかにせたい。

要の調査を行うこととしているところであるが、いまだ舞鶴地区に当該飛行場を設置することについて決定したわけではないので、御質問の当該飛行場の規模等についてお答えできる段階ではない。

第三十五警戒群(経ヶ岬分屯基地)において導入を予定して、ある新型の固定式二次元レーダー

は、中止すべきではないか。

たい。

右質問する。

平成元年三月十日

內閣總理大臣
竹下登

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛基地等に関する質問に対する答弁書

及び二について

舞鶴港を定係港とする護衛艦に搭載される対潜ヘリコプターの整備等を行うための飛行場については、平成元年度において、これに係る所

船 名	艦
種	船
入 港 年 月 和 日	艦
(昭)	
五 九 · 八 · 一 三	五 九 · 八 · 一 九
出 港 年 月 和 日	
(昭)	
五 九 · 八 · 一 六	五 九 · 八 · 一 二

なお、「しらとり」は昭和六十三年度中に除籍となる予定であり、「よしの」「くわの」「たしろ」及び「みやと」は平成元年度に他港に

艦	名	基準排水量(トン)
魚雷艇十五号	みたらしやしこう	四〇五〇
魚雷艇十四号	わすまつよう	三九五〇
魚雷艇十三号	がちねつよう	三一〇〇
魚雷艇十二号	つづゆせぜ	二五〇〇
魚雷艇十一号	せぜせ	二一〇〇
魚雷艇十号	ききせ	一五〇〇
魚雷艇九号	ぜぜ	一〇〇〇
魚雷艇八号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇七号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇六号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇五号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇四号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇三号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇二号	せせ	一〇〇〇
魚雷艇一号	せせ	一〇〇〇

定係港を移す予定である。

また、「ほおゆゑ」「あぶくま」「じん
こう」「はうしま」及び「えのしま」は、平
成元年度に舞鶴港を定係港とする予定であ

② 過去六年間に舞鶴港を定係港とする艦艇が
参加した日米共同訓練の状況は、別表のとお

卷之三

舞鹤地区における処理ヘリコプターの飛行場の設置については、いまだ決定したわけではな

11

なお、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第

(百二十号)は、旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画及びこれを実施する事業並びにこの事業を促進するための国有財産の処分等についての特別の措置等を定め

のではない。
また、自衛隊の施設は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を守るために、必要不可欠のものである。

別表

訓 練 名	期 (昭和又は平成)	参 加 艇 艇 名	
		海 上 自 衛 隊	米 海 軍
掃海特別訓練	59. 7. 20~7. 31	はやせ、掃海艇26隻	オキナワ
対潜特別訓練	59. 8. 7~8. 12	はるな、ながつき、もちづき、やまぐも、まきぐも、あさぐも、はまな、潜水艦1隻	ロックウッド、カーグ、フランシス、ハモンド、ノックス、補給艦1隻、潜水艦1隻
掃海特別訓練	60. 2. 15~2. 27	そうや、掃海艇27隻	
掃海特別訓練	61. 2. 15~2. 27	はやせ、そうや、掃海艇31隻	
対潜特別訓練	61. 6. 8~6. 12	あまつかせ、たかつき、もちづき、やまぐも、まきぐも、おおい、きたかみ、いしかり、ゆうぱり、ゆうべつ、潜水艦2隻	オーデンドルフ、カーグ、タワーズ、潜水艦1隻
海上自衛隊演習の際の日米共同訓練	61. 9. 25~9. 29	くらま、しらね、あさかぜ、さわゆる、あまつかせ、しらゆき、ささはるまな、みねゆき、いそゆき、はまゆき、はまゆき、やまゆき、も、まきぐも、あさぐも、はまな	レンジャー、リーブス、スタンドバーカー、ホルト、ペアリー、ブレッダーレー、レンツ、補給艦4隻、潜水艦3隻
掃海特別訓練	62. 2. 15~2. 27	はやせ、そうや、掃海艇20隻	
掃海特別訓練	62. 7. 19~7. 29	はやせ、そうや、掃海艇24隻	
掃海特別訓練	62. 2. 15~2. 27	はやせ、そうや、掃海艇29隻	
掃海特別訓練	元. 2. 15~2. 27	そうや、掃海艇26隻	

元陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成元年三月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿 替野 久光

元陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金等に関する質問主意書

元陸海軍従軍看護婦は、日中事變及び第二次大戦中に國直屬の従軍看護婦として陸海軍病院に勤務をするとともに、緊急命令によつて外地に派遣され、昼夜の別なく戦地衛生勤務を余儀なくされたのである。その結果、九死に一生を得て帰還した者が多くいる。

政府は、昭和五十四年度から元日赤従軍看護婦に、二年後の昭和五十六年度から元陸海軍従軍看護婦にそれぞれ懲労給付金の支給を実施してきていた。その間に昭和六十年度において物価上昇による実質価値の目減りを補うために平均十二・三%の増額措置を行い、さらに、平成元年度には懲労給付金の年額十一万円から同二十九万円の受給者にそれぞれ一万円、同三十一万円の受給者に二万円を年額として増額することとしている。ただし、元陸海軍従軍看護婦には二万円増額の受給者はいない状況である。

しかし、兵に準ずることを内容として発足した懲労給付金制度の受給対象者の外地勤務年数計算は、兵と同じ扱いであつても、軍人恩給のように毎年増額されず、受給者の七十%が兵の四分の一弱という極めて低い給付水準となつてゐる。

さらに、元陸海軍従軍看護婦は、一説によると全国に約六千人がいるとのことであるが、そのうち昭和六十二年度の慰労給付金受給者は、わずかに千百十六名であつて、その他は未受給者となつてゐる。しかもこれらの未受給者は年々高齢化(昭和六十二年の受給者の平均年齢は六十八歳)しており、物故者も年々増加しているのが現状である。よつて、以下の諸点について質問する。

一 政府は、元陸海軍従軍看護婦であつた者で、現在、慰労給付金の未受給者の人数をどのように把握しているのか。

二 元陸海軍従軍看護婦及び元日赤従軍看護婦であつて、戦地衛生勤務に従事した慰労給付金未受給者に対する処遇は、当然国の責務である。

この処遇については、昭和六十三年度から実施されているシベリヤ抑留者への処遇に準じて、生存者及び死亡者を問わずすべての未受給者に書状と銀杯及び十万円の慰労金を給付すべきではないのか。

三 現在、給付水準の低い慰労給付金を実質的に軍人恩給の兵の給付に準じて、スライドさせるとともに、その法的位置づけを明確にさせるため、恩給法等の関係法律を速やかに改正すべきではないのか。

右質問する。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議員 替野 久光君提出元陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員菅野久光君提出元陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金等に関する質問に
対する答弁書

一について

昭和五十五年に厚生省が実施した旧陸海軍看護婦実態調査の結果では、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服した旧陸海軍従軍看護婦で、慰労給付金の支給要件である戦地又は事変地における勤務年数が十二年（勤務地等により加算される年数を含む。）に満たないものは、約四千六百人である。

二について

慰労給付金の支給要件を満たさない者に対し、御指摘の給付措置を講じることは考えていない。

三について

慰労給付金は、旧陸海軍従軍看護婦が戦地又は事変地で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服したという特殊事情を考慮して採られた特例の措置であることから、御指摘の措置を講じることは考えていない。